

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画  
平成 25 年度 実施状況報告

平成 2 6 年 1 0 月

三 重 県



# 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画

## 平成 25 年度 実施状況報告

本県では、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」(以下「条例」という。)の基本理念に位置づけられた4つの基本的施策の推進に向けて、平成24年3月に策定した「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」(以下、「基本計画」という)及び「同行動計画」(以下、「行動計画」という。)に基づき、農業及び農村の活性化に取り組んでいます。

### 4つの基本的施策

安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給  
農業の持続的な発展を支える農業構造の確立  
地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持増進  
農業・農村を起点とした新たな価値の創出

基本計画に基づく当該年度の施策の実施状況については、条例第9条第5項に規定に基づき、毎年一回、とりまとめて公表することとしています。

このたび、平成25年度の実施状況がまとまりましたので、ここに公表するものとします。

## 基本計画の基本施策と施策展開内容に基づく行動計画の体系

基本施策	基本事業	目次
I 安全・安心な農産物の安定的な供給 (P3)	(1) 需要に応じた水田農業の推進	4
	(2) 消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進	8
	(3) 活力ある畜産業の健全な発展	13
	(4) 農畜産物の生産・流通における安全・安心の確保	17
II 農業の持続的な発展を支える農業生産構造の確立 (P21)	(1) 地域の特性を生かした農業・農村の活性化	22
	(2) 地域の持続的な営農の仕組みづくり	25
	(3) 多様な農業経営体の確保・育成	28
	(4) 農業生産基盤の整備・保全	32
	(5) 農畜産技術の研究開発と移転	35
III 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持増進 (P39)	(1) 安全・安心な農村づくり	40
	(2) 獣害につよい農村づくり	43
	(3) 人や産業が元気な農村づくり	47
	(4) 多面的機能の維持増進	51
IV 農業・農村を起点とした新たな価値の創出 (P54)	(1) 新たなビジネス創出に向けた基盤づくり	55
	(2) 新たなマーケティング戦略の展開	59
	(3) 県民の皆さんと農業との支え合う関係づくり	62

# 基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給

## めざす方向

消費者に信頼される安全・安心な農産物を安定的に供給するため、効率的な生産体制のもとで多様化する消費者や食品産業事業者のニーズに的確に対応できる生産・流通体制の整備を進めます。

また、行政による農薬等の使用や食品表示についての適切な監視・指導を行うとともに、食に対する一層の安心感、信頼感の醸成を図るため、生産、加工、流通に携わる人びとによる自主衛生管理の定着を促進します。

## 基本目標指標

食料自給率  
(カロリーベース)

県民の皆さんが食料として消費する農水産物のうち県内農水産物により供給が可能な割合（農林水産省「都道府県別食料自給率」）。平成 27 年度の目標値は、平成 28 年春に把握できる平成 26 年度の概算値により測ることとします。

## 目標の進捗状況

	23 年度 計画策定時	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度 行動計画の目標	33 年度 基本計画の目標
目標値		45% (23 年度)	45% (24 年度)	45% (25 年度)	46% (26 年度)	51% (32 年度)
実績値	42% (22 年度)	42% (23 年度)	43% (24 年度)			

※実績値は評価年度の前年度の概算値

## 25 年度評価

基本目標指標の「食料自給率」については、大豆の生産量が増加したため、昨年度を 1 ポイント上回る 43%となりましたが、新規需要米の作付が伸びていないことや小麦・大豆の単収が目標を下回っていることなどから、目標を達成できませんでした。県産農産物の供給力向上に向け、引き続き、需要に応じた水田農業の推進や、野菜・果樹のリーディング産地の育成などに取り組む必要があります。

基本事業については、加工用米など新規需要米の生産拡大や園芸産地の振興、畜産物のブランド化、みえの安全・安心農業の導入支援などに取り組み、すべての目標を達成しました。食料自給率を向上させるため、農畜産物の生産振興を強化する必要があります。

### <基本施策を構成する基本事業>

- 【基本事業 1】 需要に応じた水田農業の推進
- 【基本事業 2】 消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進
- 【基本事業 3】 活力ある畜産業の健全な発展
- 【基本事業 4】 農畜産物の生産・流通における安全・安心の確保

## 【基本事業 I - 1】 需要に応じた水田農業の推進（主担当：農産園芸課）

### 基本事業の取組方向

食料自給力の向上のため、麦・大豆・新規需要米等を戦略作物と位置づけ、国の食料政策等を効果的に活用しながら消費者や食品産業事業者への需要開拓・拡大の促進に積極的に取り組むとともに、消費者に支持される米づくりなど需要に応じた生産や効率的な生産体制の構築を進めることにより、水田の有効活用を図ります。

### 取組目標

水田利用率	水田面積における作付面積の割合（三重県調べ）
-------	------------------------

計画策定時 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)	基本計画の目標 (平成33年度)
93%	96%	102%

### 取組目標に対する達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	94.0%	94.5%	95.0%	96.0%
実績値	94.3%	94.5%		
達成率	100%	100%		

### 25年度評価

大豆・麦等生産体制緊急整備事業（平成24年度国補正事業）の活用等により、大豆及び麦の生産拡大に取り組みました。麦の作付面積は5,990haと前年を60ha下回りましたが、土壌及び施肥を改善したことにより収量は増加しました。また、大豆の作付面積は4,170haと前年を50ha上回り、水田利用率の目標達成に貢献しました。

水田の有効活用を図るため、引き続き、米、麦、大豆、加工用米、新規需要米（飼料用米、米粉用米）等の水田活用作物について、需要に応じた安定生産を推進していきます。

### 1 食料自給力の向上、水田の有効利用を図る総合的な対策

本県水田農業の振興に係る具体的なアクションプランとして、「もうかる水田農業」の実現をコンセプトとして、新しい「三重の米（水田農業）戦略」を策定しました。当戦略では（１）水田作物を売るための環境づくり、（２）生産力・収益力のある水田作物づくり、（３）持続的に発展する水田農業基盤づくり、の３つの視点で取組方向を定めています。

経営所得安定対策の積極的な活用に向け、集落営農推進大会やブロック別推進会議、研修会などにおいて制度の説明を行いました。経営所得安定対策の交付対象面積は米16,600ha（対前年262ha増）、麦5,958ha（対前年12ha減）、大豆4,059ha（対前年183ha増）と前年を上回る実績となりました。

国の農政改革の一環として、経営所得安定対策と米政策の見直しの概要が平成25年12月に公表されたことを受け、速やかに研修会を開催して関係者への周知に努めました。

水稻種子等の安定供給に向け、種子生産農家への優良種子の生産指導、的確な種子審査等を行うとともに、三重県米麦協会が行う種子の安定供給、需給対策等に要する経費等の一部を負担しました。水稻種子更新率については83.9%（対前年比0.1%減）と、前年を若干下回りました。

水稻及び小麦の生産コストの低減や品質向上に向け、国補助事業の活用により、生産者団体等による共同利用施設の整備を支援し、麦乾燥調整施設（1件）および米の色彩選別機（1件）が新しく整備されました。

### 2 消費者等に支持される競争力ある米づくり

本県の中心品種であるコシヒカリの品質向上に向け、施肥技術の改善など栽培指導等に取り組みましたが、猛暑の影響もあり、一等米比率は38.9%（速報値）（対前年比15.8%減）と、全国平均（79.0%速報値）を大きく下回りました。

一方、夏場の高温に強い県開発新品種「三重23号」の一等米比率については94.5%と他の品種や全国平均を大きく上回りました。

「三重23号」は、公募により選定した生産者等31件（対前年11件増）により、約77ha（対前年47ha増）で生産され、出荷数量約410t（対前年265t増）となりました。このうち389t（対前年263t増）を、独自の品質基準を満たした「結びの神」として販売しています。

「結びの神」のブランド化に向け、流通事業者の販路拡大に向けたPR活動を支援したところ、取扱事業者は県内の量販店や飲食店等44事業者（対前年21者増）となりました。首都圏においては、渋谷の大型商業施設や首都圏営業拠点「三重テラス」での販売を実現しました。

### 3 麦・大豆の作付拡大と新たな需要の開拓

需要に応じた麦、大豆の品質確保及び生産性の向上に向け、生産者団体による麦・大豆の共励会や研修会の開催を支援しました。麦の作付面積は5,990ha（対前年60ha減）でしたが、大豆の作付面積は4,170ha（対前年50ha増）と前年に比べ増加しました。

麦、大豆の品質及び単収の向上対策として、大豆・麦等生産体制緊急整備事業（平成24年度国補正事業）を活用し、小麦については「農林61号」から縞萎縮病等に耐性があり収量性の高い品種「さとのそら」へ品種転換を図りました。大豆については、湿害を回避するための耕起・播種技術である「大豆300A技術」の普及に取り組みしました。その結果、小麦の「農林61号」から「さとのそら」への品種転換は約1,031haとほぼ全量を転換できたほか、「大豆300A技術」の導入面積も約1,322haとなり大幅に進みました。

耕作放棄地を活用した麦・大豆の生産拡大に向け、経営所得安定対策における耕作放棄地再生利用の加算措置について、制度の周知に取り組みました。当制度の活用により、耕作放棄地を活用して、11haで麦や大豆などが生産されました。

栽培性に優れた新品種「さとのそら」への品種転換を進めた小麦については、製麺業者等実需者と連携し、新品種のうどんへの加工適性試験（評価会）を開催し、実需者等に一定の評価を得ることができました。

また、三重県産小麦のさらなる需要開拓のため、実需者等関係者を生産地に招へいし、産地見学会の開催や産地情報の提供に取り組みました。

#### 4 新規需要米等の導入促進と、販路の確保・拡大

麦・大豆の生産が難しい地域において、経営所得安定対策の活用により、加工用米及び新規需要米（米粉用米及び飼料用米）の導入を推進したほか、安定生産に向けた技術指導を行いました。加工用米の作付面積は、三重県酒米組合や県外の大手酒造メーカーなどの酒米の需要に対応し、432ha（対前年271ha増）と大幅に増加しました。一方、加工用米への作付転換が進んだことから、米粉用米は61ha（対前年48ha減）、飼料用米は433ha（対前年120ha減）と減少しました。

国の農政改革の一環として、平成26年度から、飼料用米に対する支援が拡充されることを踏まえ、三重県農業再生協議会において飼料用米の取組方針を策定しました。当取組方針において、麦・大豆の作付に適さない湿田などで作付を推進していくとともに、収量の向上に向け、栽培技術の普及・指導を図ることとしています。

#### 5 地域の特性等を生かした農産物（ソバ、ナタネ、マコモ等）生産促進

経営所得安定対策の活用により、ソバおよびナタネの生産を推進し、ソバの作付面積は150ha（対前年83ha減）、ナタネの作付面積は54ha（対前年2ha増）となりました。

地域資源を活用した地域の自主的な活動の促進に取り組んだ結果、水田を利用してマコモや赤米、黒米などの地域特産物の作付けが拡大しました。それぞれの地域において、うどんや餅・団子などの新商品を開発する6次産業化の取組が進められました。

### 今後の主な課題

米、麦、大豆、加工用米、新規需要米（米粉用米及び飼料用米）等の水田活用作物について、需要に応じた安定生産を推進するとともに、関係機関と連携して経営所得安定対策の活用を進める必要があります。

5年後（平成30年産から）を目途に、米政策が見直されることを踏まえ、行政による生産数量配分に頼らずとも需要に応じた米の生産が行えるよう、行政と現場が一体となり、環境整備を着実に進めていくことが必要です。

一等米比率の向上に向け、引き続き技術指導を徹底するとともに、夏場の高温に強い県開発新品種「三重23号（結びの神）」の作付け拡大を計画的に進めていく必要があります。また、「結びの神」を継続して販売・購入していただけるコアなファンを獲得するため、他産地との差別化を図りながら販路を開拓していく必要があります。

## トピックス1

おいしい三重県産米いただきますキャンペーンを実施！  
～ 県内量販店でコシヒカリ、結びの神をPRしました～



ながさかきよあき

長坂潔昭氏を招いて、万古焼の土鍋を使って「結びの神」のおいしい炊き方を実演するとともに、お米に関する知事とのトークを行いました。

このトークのなかで、冷めてもおいしい「結びの神」は、おにぎりはもちろん、お寿司やお茶漬けにもぴったりという評価をいただきました。

県民の皆さんに県産米の魅力を知っていただき、継続した購入につなげていくため、今後も、県内量販店や飲食店と連携し、安全で安心な県産米の消費拡大に取り組んでいきます。

県産米の魅力を発信するため、県内量販店で平成26年2月8日と9日の2日間「おいしい三重県産米いただきますキャンペーン」を開催し、「伊賀米コシヒカリ」および「結びの神」などを消費者にPRしました。

このイベントでは、お米マイスター

## トピックス2

麦・大豆の生産性向上対策に取り組んでいます！

平成25年産の県産麦の作付面積は5,990haで全国第10位であり、そのうち小麦については5,670haで全国第6位と、本県は主要な生産県となっています。また、大豆の作付面積も4,170haと年々作付が拡大しています。

一方、連作による地力の低下や湿害などにより収量や品質の低下が課題となっていることから、国の「大豆・麦等生産体制緊急整備事業」を活用し、地力向上対策として、堆肥や石灰などの土壌改良材の施用や、湿害対策として、排水用の溝を掘る機械の導入などを促進しました。



これらの取組により、麦については単収が昨年を47kg上回る287kgに、一等比率が昨年を4.5%上回る81.1%になり、収量や品質の向上に一定の効果がみられたことから、生産拡大の弾みとなりました。一方、大豆については、干ばつや水害など気象状況による影響を受けたため、麦のように成果は上がりませんでした。継続して生産性向上対策に取り組み、生産拡大につなげていきます。

## 【基本事業 I-2】消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進

(主担当：農産園芸課)

### 基本事業の取組方向

園芸等産地形成の促進に向けて、農商工連携や6次産業化なども含めた戦略的な産地経営、ブランド力の向上や販路拡大など、既存産地の充実や新たな産地の展開を通じてリーディング産地等の育成に取り組むとともに、農産物直売所等を核とした多品目適量産地づくりを支援します。

### 取組目標

新たな視点の産地展開に挑戦する園芸等産地増加数（累計）	契約栽培や消費地での直接販売、産地単位での6次産業化など、新たな視点を取り入れた産地展開に取り組む園芸等産地の数（三重県調べ）	
計画策定時 （平成23年度）	行動計画の目標 （平成27年度）	基本計画の目標 （平成33年度）
—	20産地	40産地

### 取組目標に対する達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	5産地	10産地	15産地	20産地
実績値	5産地	10産地		
達成率	100%	100%		

### 25年度評価

業務用需要の開拓に向けた外食チェーンと連携した取組の実施や、県育成いちご新品種「かおり野」の品質向上に向けた「かおり野サミット」の開催、実需者ニーズの把握に向けた現地商談会の開催など、新たな取組に挑戦する産地が育成されてきており、目標を達成しました。

今後も、加工・業務用需要への対応や試験輸出の実施など、新たな取組に挑戦する産地を育成するとともに、省力化が図られる低コスト高品質生産技術の導入や新品種の導入等を進め、産地力を強化していきます。

## 25 年度の取組状況

### 1 リーディング産地等の育成

#### イチゴ

意欲的な生産組織等による効率的な生産体制の整備を進めるため、国補助事業を活用して共同利用施設整備を支援し、イチゴの生産施設 1 件が新しく整備されました。

県外でも生産される県育成いちご新品種「かおり野」の品質向上を目指し、全国から生産者約 250 名を集めて「かおり野サミット」を開催しました。「かおり野」の生産は全国に広がり、許諾件数は累計 597 件（対前年 158 件増）となりました。

「かおり野」の知名度向上に向け、県内外の量販店 6 店舗において、食品メーカーと連携し、デザートを試食提供による PR 販売を実施しました。

#### みかん

本県の主要な園芸品目である東紀州地域の「みかん」の輸出促進のため、生産者団体と協働して、タイの高級スーパーマーケットで三重県物産店を開催したほか、昨年度に引き続きタイ日本大使館レセプションへの出品により、県産みかんの PR を行いました。また、中晩柑類として国内初となる「せとか」と「デコボン」のタイへの試験輸出を行いました。官民一体となった取組により、県産みかんの輸出実績は約 14.4 トンと対前年約 6 トン増となりました。

#### なばな

全国 1 位の生産量を誇るなばなについて、出荷調整に要する負担の軽減と業務用需要の開拓を目指し、外食チェーンと連携して期間限定のなばなのパスタを販売する取組を支援しました。販売したメニューが好評であり、継続した取引につながりました。

#### 茶

農業研究所が開発した、茶のカテキン含量を高める栽培技術について、生産者への移転に取り組みました。中勢地域の茶生産販売業者が「カテキン緑茶」として商品化し、販売を開始しました。

伊勢茶のブランド化を推進するため、専門家を派遣して、県産茶の特性を生かした新商品の開発を支援しました。鈴鹿市椿地区において、特産のかぶせ茶を使った和菓子やドレッシング、うどんが開発され、地区内のイベント等における販売が実現しました。

#### 花き・花木

花の生産者団体と協力して、県内 3 カ所（桑名、四日市、鈴鹿）の生産者ほ場において、現地商談会を開催しました。現地商談会には、市場関係者、フラワーデザイナーなど花き業界関係者 25 名の参加があり、生産者との対話により生産物の魅力を実感していただき、4 件の商談成立につながりました。

### 2 野菜産地の充実

野菜産地の充実に向け、野菜の産地改革計画を策定している 36 産地を対象に、計画に位置づけられている取組を支援しました。

野菜生産出荷安定法に基づき、野菜の安定供給を図るため、指定産地7産地及び特定産地11産地を対象に、専門的な産地指導を行うとともに、価格低落時に価格差を補填する価格安定対策事業を実施しました。野菜の価格安定対策には、指定産地では6,873トンの申し込みがあり、うち1,972トンに対し1,227万円が、特定産地では3,556トンの申し込みのうち、1,146トンに対し1,405万円の価格差補填金が交付されました。例年並みの交付実績となりましたが、品目別では、ネギの申し込みが増加傾向にあります。

燃油価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、国の燃油価格高騰緊急対策事業を活用して施設園芸における省エネ対策を推進したところ、リース方式によりヒートポンプなどの施設園芸用省エネ設備が25の経営体において導入されました。また、燃油価格の急上昇による経営への影響を緩和するため、燃油価格高騰時に補てん金を交付するセーフティネットの構築を支援し、国と農業者が拠出した資金を利用して、施設園芸を営む農業者に対し、補てん金を約1,600万円交付しました。

### 3 多品目適量産地の育成

農産物直売所や量販店のインショップを核とした地域内流通を活性化するため、市町やJA等の関係機関と連携して、消費者ニーズに沿った新規品目の導入研修会や、加工品開発に向けた異業種交流会を、各地域で定期的に行いました。消費者ニーズに沿った新規品目導入に向けた意欲が高まっています。

新規品目の導入に向け、農産物直売所等と連携し、ウメ、アンズなどの試験園を設置し、生産者に技術指導を行いました。その結果、22名の生産者により、124本の苗木(ウメ83本、アンズ41本)の定植に至りました。

### 4 果樹産地の強化

果樹産地の強化に向け、果樹産地構造改革計画を策定している16産地を対象に、計画に位置づけられている取組を支援しました。梨については省力・低コスト化技術である「梨のジョイント仕立て」の導入に向け、産地に適応した栽培マニュアルの策定を進めました。また、みかんの高品質生産技術である「みかんの団地型マルチドリップ栽培」の技術を確立するため、引き続き実証ほ(86a)を設置し、技術の検証に取り組んでいます。

新品種による新たなブランドづくりを目指し、県が育成したかんきつ新品種「みえ紀南1号」の導入を進め、導入面積は50ha(対前年13ha増)と大幅に増加しました。また、「みえ紀南4号(みえのスマイル)」は、観光事業者や生産者団体と連携して、爽やかな甘味を生かしたジェラートの試作や硬い果皮をそのまま生かしたジュースやゼリーなどの商品開発に取り組んでいます。

県南部地域を中心に、カンキツを補完する品目として亜熱帯果樹「アテモヤ」の生産拡大に取り組む、平成25年9月には、生産者6名による「三重アテモヤ出荷組合」が設立されました。また、アテモヤの販路開拓を支援し、通販サイトとの商談機会を創出しました。

### 5 伊勢茶のブランド化

老朽化した茶園の改植を進めるため、茶業団体等による「伊勢茶リフレッシュ運動」の取組をサポートするとともに、国補助事業の活用支援や農業研究所が開発した技術マニュアルを活用して産地での技術指導を実施しました。平成25年度の改植実績は20.4haとなりました。

国の補助事業を活用して、老朽化した防霜ファン設備の更新を進め、更新実績は25.2ha、369基となりました。

伊勢茶の知名度向上に向け、茶業団体と連携し、伊勢茶品評会の開催や全国茶品評会・関西茶品評会への出品促進、県内観光地における試飲提供、お茶の淹れ方教室の開催、観光地などの伊勢茶販売店(99店)におけるパンフレットやのぼりを用いたPRなどに取り組みました。

安全・安心の茶生産に向け、茶業団体等で組織する「安全安心な伊勢茶づくり推進委員会」と連携して、モデル茶工場として指定された16工場を対象に、茶工場の衛生管理の指導や伊勢茶GAP導入支援を行いました。また、安全・安心に関する意識改革につなげるため、茶生産者を対象としたGAP研修会を開催しました。伊勢茶GAPに取り組むモデル茶工場は累計で20工場(対前年4工場増)となりました。

## 6 花き・花木の消費拡大に向けた取組

県産花き・花木の販路開拓を促進するため、国内最大級の花の展示商談会「フラワーEXPO」への出展を促進(5農業者が参加)しました。

県産花き・花木の魅力を広く県民に知っていただくため、花の生産者団体等と連携して、花き品評会と植木まつりを開催しました。花き品評会への来場者は約1,000人、植木まつりへの来場者は約5,000人となりました。

花き業界が全国的に展開を開始しているフラワーバレンタインの取組を、花の生産者団体と連携して県内で初めて開催し、県内量販店2店舗において約700名に切り花を配布し、県産の花きをPRしました。

県内小学校教員と連携した花育を推進するため、学校花壇コンクールに新規で取り組む学校に対し、資材提供や栽培指導による支援を行いました。学校花壇コンクールへの新規取組校は2校となり、県内での取組み総数は46校となっています。

### 今後の主な課題

生産者の高齢化や担い手不足により、野菜の産地活動が低下傾向にあるため、加工・業務用需要への対応や試験輸出の実施など、新たな取組に挑戦する産地を今後も育成することが必要です。

果樹産地の高齢化が進むなか、引き続き、省力化が図られる低コスト高品質生産技術や新品種の導入を進めるほか、国内外において新たな販路を開拓していくことが必要です。

伊勢茶についてはブランド銘柄を有する他県の産地と比べ茶価が低迷していることから、伊勢茶の知名度向上や販路拡大に向け、茶業団体と連携しながら新たな商品の開発や首都圏営業拠点「三重テラス」および県内観光地等におけるPR活動、商談会への出展促進などの取組を展開していくことが必要です。また、高品質で安全・安心な伊勢茶を提供するため、引き続き、老齢茶園の改植や伊勢茶GAPの導入を促進していくことが必要です。

花き・花木では、長年の不景気により需要や単価が減少し続けているため、首都圏や花き市場で開催される商談会への出展促進やバイヤー等実需者を対象にした生産者のほ場見学会などの取組により、引き続き販路の拡大を支援していく必要があります。また、消費の拡大に向け、小中学校での花育などの取組を引き続き実施していく必要があります。

## トピックス1

フラワーバレンタインの取組を県内で初めて実施！

～県内量販店で県産切り花をPRしました～



3年前から、花き業界が全国的にフラワーバレンタインを展開しています。バレンタインデーは、「女性から男性にチョコレートで愛を伝える日」として知られていますが、フラワーバレンタインの取組では、「男性から女性に花で日頃の感謝の気持ちや愛を伝える日」とすることを提案しています。

本県では、平成26年2月上旬に初めてフラワーバレンタインの取組を実施し、花き業界関係者ととも四日市市及び鈴鹿市内の量販店において切り花を配布しました。

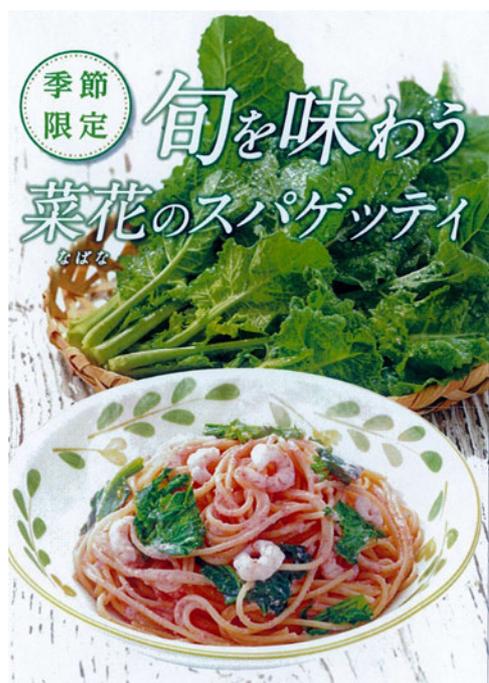
切り花の配布中は、性別、年齢を問わず全員が笑顔にあふれており、改めて花を贈ることにより心が豊かになれることを実感しました。

今後も、人々の幸せを願い、花のPR活動を継続していきます。

## トピックス2

なばなを使ったパスタが全国デビュー！

～外食チェーンへの販路開拓が実現しました～



なばなは、三重県が全国1位の生産量を誇り、鮮やかな緑色が引き立ち春を感じさせることから、市場や量販店から季節感のある商材として評価されています。市場平均単価が安定しており、県内生産者の所得の向上に大きく貢献している重要品目ですが、高齢化に伴い小分けパック詰めなどの出荷調整作業が負担となり、面積減少傾向の要因となっていました。

そこで、出荷調整に要する負担の軽減と業務用需要の開拓を目指し、全国展開しているイタリアンの外食チェーンとの連携により、期間限定でスパゲッティのメニューを販売する取組を展開しました。

販売先の要望にあわせた出荷規格を実現できたことが高く評価され、次年度産の取組もすでに決まっています。生産サイドにおいても、出荷調整作業の省力化と出荷ロスの低減につながり、生産意欲が高まっています。

今後も、業務用需要に対応できる野菜産地の育成に取り組んでいきます。

## 【基本事業 I-3】 活力ある畜産業の健全な発展（主担当：畜産課）

### 基本事業の取組方向

安全・安心な畜産物の安定供給と畜産農家の経営安定に向けて、生産技術や飼料自給力の向上、畜産物の高付加価値化やブランド化、基幹食肉処理施設の機能充実と必要な施設整備の検討、衛生管理の徹底や家畜伝染病監視の強化など、生産から流通・販売を通じた総合的な支援に取り組めます。

### 取組目標

#### 近隣府県の畜産産出額に占める割合

近隣府県（岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府7県）の畜産物の産出額に占める本県の割合（農林水産省「生産農業所得統計」）。

平成27年度の目標値は、平成28年春に把握できる最新のデータである近隣府県の畜産産出額に占める割合の平成26年度実績数値により測ることとします。

計画策定時 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)	基本計画の目標 (平成33年度)
13.7% (平成22年度)	14.1% (平成26年度)	14.7% (平成32年度)

### 取組目標に対する達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	13.8% (平成23年度)	13.9% (平成24年度)	14.0% (平成25年度)	14.1% (平成26年度)
実績値	14.4% (平成23年度)	14.6% (平成24年度)		
達成率	100%	100%		

### 25年度評価

畜産物のブランド化や家畜防疫の推進などに取り組んだ結果、平成25年度目標を達成しました。引き続き、家畜防疫の取組を維持、強化していくとともに、グローバル化に対応し畜産業を成長産業化していくため、海外も視野に入れた販路の拡大や地域畜産物のブランド力の向上などに取り組めます。

### 1 家畜の監視伝染病の発生予防、予察及びまん延防止体制の強化徹底

家畜伝染病の発生予防、予察及びまん延防止のため、農家巡回指導のほか、家畜伝染病予防法に基づく検査を実施しました。家畜伝染病予防法に定める監視伝染病のうち、特定家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫など家畜伝染病の発生はなかったものの、届出伝染病である豚流行性下痢（PED）が発生しました。

BSE特措法に基づき、24ヶ月令以上の死亡牛を全頭検査し、全頭陰性であったことを確認しました。

高病原性鳥インフルエンザの防疫体制の強化に向け、防疫作業関係者などを対象にした防疫演習会を県内8地区で開催したほか、鳥インフルエンザ対策対応マニュアルを円滑に機能させるための講習会（11回）を開催しました。

家畜伝染病の万一の発生に備え、飼養情報や防疫方針案などを掲載した農場カルテを最新情報に更新しました。

県産牛肉の安全・安心を確保するため、放射性物質に係る県産肉用牛の全頭検査（10,508頭）を実施し、基準値以下であることを確認しました。

### 2 農場HACCP方式の普及・定着

農場段階で危害発生をコントロールする手法である「農場HACCP」認証制度と、その概念を取り入れた生産衛生管理体制の構築に向けた取組を広げるため、生産者団体と取組方策を検討するとともに、取組に意欲的な生産者に対し、制度概要の説明を行いました。

### 3 動物用医薬品や飼料の適正使用の促進のための監視・指導

動物用医薬品の適正使用と流通状況を確認するため、県内65件の販売店と123戸の畜産農場に対して立入検査を実施し、適正な販売、使用実態を確認しました。

飼料の適正流通を図るため、県内44件の販売店と123戸の畜産農場に対して立入検査を実施し、適正な販売、使用実態を確認しました。

### 4 基幹食肉処理施設の機能充実や衛生管理の強化・徹底

安全・安心な食肉を安定的に供給するため、関係市町と連携して、基幹食肉処理施設の一つである「松阪食肉流通センター」の施設改善を支援しました。

今後の松阪食肉流通センターの施設整備のあり方について、施設整備検討委員会行政部会に参画し、関係市町と連携して検討を進めました。

基幹食肉処理施設の一つである四日市畜産公社の経営健全化のため、役員会等に参画し経営改善支援に取り組みました。四日市畜産公社の累積赤字解消に向けて、経営改善の検討が進みました。

### 5 畜産物の高付加価値化、ブランド確立

畜産物の高付加価値化に向けた取組として、畜産研究所において開発された、熊野地鶏への飼料用米給与技術を生産者に技術移転しました。

県産畜産物の競争力強化に向け、「三重いなべ和牛」については、新しく設立された「三重いなべ和牛推進協議会」の取組に対して、引き続き、品質向上や販売促進などのアドバイスを行いました。また、「みえ黒毛和牛」及び「伊勢赤どり」については、地域畜産物のPRや販路開拓などの取組を支援しました。

## 6 肉用子牛の安定的な県内自給体制の確立

肉用子牛の安定的な県内自給体制の確立に向けたモデル的な取組として、受精卵移植技術の活用により、畜産研究所で生産した受精卵を延べ46頭の乳用牛へ移植するとともに、受胎牛が分娩した子牛20頭を3農場へ委託して育成しました。

これまで廃棄されていた卵巣を有効活用するため、と畜後の繁殖牛(親牛)の卵巣から採取した卵子由来の体外受精卵を8頭の乳用牛へ試験的に移植しましたが、不受胎、流産により子牛生産には至りませんでした。今後も引き続き取り組みを進め、受精卵の受胎率向上を図ることが必要です。

## 7 飼料の自給力の向上、家畜排せつ物の適正管理に向けた指導

飼料の自給力向上のため、県内4地域(鈴鹿、津、伊勢、伊賀)において飼料用稲の新品種「たちすずか」の実証試験を実施したほか、作付拡大に向け、現場での技術指導を行いました。稲発酵粗飼料の生産面積は181ha(対前年9ha増)と増加しましたが、国内で加工用米の需要が増え、加工用米への作付転換があったことにより、飼料用米は433ha(対前年120ha減)と減少しました。

稲発酵粗飼料・飼料用米の地域内流通の促進と資源循環型畜産の確立に向けて、経営所得安定対策の活用促進などにより、堆肥の散布や稲わらの飼料としての利用など、耕種農家と畜産農家が連携した取組(耕畜連携)を推進しました。稲発酵粗飼料については、県内生産されるほぼ全量が耕畜連携による取組となっています。また、飼料用米については、433haのうち413haが県内で利用されています。

家畜排せつ物の処理に対する実態調査等を踏まえ、家畜排せつ物の適正管理及び良質堆肥の生産に向けた指導、助言を行いました。家畜排せつ物の適正処理が進みましたが、一部の畜産農家については、堆肥生産技術の向上に係る指導が必要です。

### 今後の主な課題

本県の畜産業は全国的なブランドを有するなど、その強みを発揮しやすいことや、食品残渣等未利用資源を活用した飼料の製造など、他産業との連携により技術革新が進む可能性があることから、グローバル化に対応し畜産業を成長産業化していくため、海外も視野に入れた販路の拡大やブランド力のある畜産物の生産に向けた取組などを進める必要があります。

養豚・養鶏農場において、生産ロスの低減や危害要因の発生を未然に防止するため、農場HACCPの概念を取り入れた生産衛生管理の推進に取り組むことが必要です。

監視伝染病の発生に備え、引き続き、家畜防疫の取組を維持、強化するほか、侵入リスクの軽減を図るため、飼養衛生管理基準の徹底を進めていく必要があります。また、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫の防疫体制の強化に向け、初動防疫体制の確認と訓練を行うことが必要です。

## トピックス 1

県内で豚流行性下痢（PED）が発生、防疫対策に取り組みました！



平成25年10月に7年ぶりに国内発生が確認された豚流行性下痢（PED）については、全国の養豚関係者による懸命の防疫対策にもかかわらずその発生が全国に拡大しました。本県においては、平成26年3月26日に発生が確認され、7月22日に沈静化が確認されるまでの間、17農場で発生し、発症頭数は12,657頭(内4,418頭死亡)の被害となりました。

この間、家畜保健衛生所が中心となり、自主消毒ポイントの設営や消毒講習会の開催、ワクチン接種の指導等により、防疫対策の強化に取り組みました。

また、平成26年度6月補正予算により、PED防疫対策として県内養豚農場等を対象とした消毒薬の配布や農場出入り口の動力噴霧器設置補助を行いました。

再流行に備え、引き続き、ワクチン接種を励行するとともに、飼養衛生管理基準を徹底するよう指導していきます。

## トピックス 2

受精卵移植技術を活用し、肉用子牛の自給力向上に取り組んでいます！



本県の肉用牛農家では、肉用子牛の約8割を県外からの導入に頼っており、子牛価格の高止まりによる影響で経営が圧迫される状態が続いています。このため、県及び関係機関では、県内酪農家による受精卵移植と子牛育成の取組を創出することで、肉用子牛増産基盤のモデル構築を進めてきました。

その結果、受精卵移植に取り組む酪農家（15戸）と子牛の育成農家（7戸）を育成することができました。

今後さらなる子牛生産の推進に向けて、これまでに育成した酪農家及び育成農家のマッチングを図るとともに、受胎性の高い受精卵の作製や優秀な受精卵移植技術者の養成、畜産農家の肉用子牛育成技術向上に対する取り組みを進めていきます。

## 【基本事業 I-4】 農畜産物の生産・流通における安全・安心の確保

(主担当：農産物安全課)

### 基本事業の取組方向

農畜産物等の安全・安心を確保するため、農薬等生産資材の適正な流通・使用や食品表示などの監視・指導、GAPやHACCPなどの手法等を活用した生産工程管理の促進を図るとともに、「みえの安全・安心農業」の定着や、生産者と消費者等とが連携した相互理解に向けた取組などを促進します。また、卸売市場の品質管理の高度化や市場の活性化を推進し、市場運営の安定化を進めます。

### 取組目標

GAP、土づくり、投入資源の効率利用を総合的に進める産地の割合

「みえの安全・安心農業生産推進方針」に基づき、GAP手法の導入、土づくりの励行、投入資源の効率的な利用を総合的に推進している産地の割合（三重県調べ）

計画策定時 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)	基本計画の目標 (平成33年度)
10%	60%	80%

### 取組目標に対する達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	30%	40%	50%	60%
実績値	21%	47.3%		
達成率	70%	100%		

### 25年度評価

主要産地へのGAP指導者の派遣などにより「みえの安全・安心農業」の導入を重点的に推進した結果、主要産地のうち47.3%において「みえの安全・安心農業」の取組が進められ、目標の40%を上回りました。引き続き、取組の拡大に向け、産地毎に強みと弱みを整理し、それぞれの課題に応じた指導を展開するとともに、取組の重要性について理解を促す普及・啓発活動を実施していく必要があります。

### 1 「三重県食の安全・安心確保基本方針」に基づく、監視・指導の徹底

食の安全性を確保するため、「農畜水産物安全確保監視指導計画」を策定し、農薬や肥料、米穀等の販売業者等を対象に、計画的な立入検査等 224 件を実施しました。平成 16 年度から立入検査を計画的に実施しており、事業者の法令遵守の意識は高まっていますが、米穀について不適正な流通事案が発生しました。

県内で米穀の不適正な流通が発生したことをふまえ、県内の主要な米穀取扱事業者 28 社を対象に、平成 25 年 10 月 30 日から、国と連携し特別監視指導を実施しました。特別監視指導においては、伝票調査に加えて、主な仕入れ先や納入先の追跡調査、さらには米の品種や原産地を判別する科学的検査を行い、全てが適正に米の購入・保管・販売を行っていることを確認し、県のホームページで公表しました。また、コンプライアンス意識の醸成を目的とした研修会を開催し、米穀取扱事業者等 130 名の参加がありました。

### 2 「三重県食の安全・安心確保基本方針」に基づく、県民運動の展開

消費者や食品関連事業者、学識経験者から食の安全・安心確保のための県の方策に関する意見を聞くための「食の安全・安心確保のための検討会議」を開催（3回）し、「三重県食の安全・安心基本方針」の見直しや「三重県食の安全・安心行動計画」策定にご意見等を反映させました。

大学生と連携して、若年層への「食の安全・安心を伝えるしくみづくり」に関する検討を行い、大学生のアイデアを活かして「しおり」を制作し、県内大学の図書館に配布しました。

県民が「食の安全・安心」に関する知識と理解を深め判断、選択を行えるよう、ホームページ「食の安全・安心ひろば」による情報提供を行いました。

「食の安全・安心」に関する正しい情報を分かりやすく伝えるため、県民の皆さんが開催する自主勉強会や集会などに出席し、「三重県が行う検査から見えてくる食の安全・安心」などをテーマに、出前トーク等を 3 回実施しました。（延べ107名が参加）

### 3 卸売市場の指導・監督

卸売市場の活性化や品質管理・衛生管理の高度化に向け、県内各卸売市場関係者を対象に情報の受発信や水産物の安全性などをテーマに研修会を 2 回開催しました（延べ50名が参加）。また、公正な取引の推進と衛生管理対策の徹底等を目的に、延べ30か所の地方卸売市場等に対して巡回監視・指導を実施しました。

卸売市場における適正な業務の執行と健全な運営維持のため、平成23年度策定した三重県卸売市場整備計画（第9次）に基づき、主に地方卸売市場（28市場）を対象に、市場における取引方法や物品の品質管理の改善に向けた指導・助言を行いました。

### 4 農薬・肥料の適正な使用及び流通に向けた監視・指導

農薬・肥料の適正な使用及び流通を進めるため、肥料生産業者・販売業者への立入検査を 201 件、収去検査を 10 件実施したほか、農薬販売店への立入検査を 136 件実施しました。

農薬を使用する生産者組織を対象に、農薬の安全使用に関する研修会を 155 回開催しました。農薬の適正使用に関する生産者の意識は年々高まりつつありますが、正確な情報を記載する必要のある農薬使用履歴に記載漏れ等の事例も散見されました。

農薬による防除を行う方々の資質向上を図るため、農薬販売者や造園業者などを対象として、農薬に関する専門的な研修を実施し、一定水準以上の知識を有する方々を農薬管理指導士として新たに84名認定し、登録者数は1,383名となりました。

また、平成26年度より、県管理道路の緑地管理業務等の入札要件に「防除時の農薬管理指導士立会」が義務付けされることもふまえ、農薬管理指導士の資質を向上するため、制度の見直しを行い、資格更新時における研修の受講と研修効果確認試験の受験を義務付けました。

農薬の安全使用を徹底するため、啓発用のメッセージの入った「農薬希釈早見板」を2,500部作成し、農産物直売所の責任者や生産者に配布しました。

## 5 農薬だけに頼らない防除体系の導入促進

病害虫の発生動向に即した適時、的確な防除を促進するため、病害虫の発生予報を7回、注意報を6回、技術情報を19回提供しました。

総合的に病害虫や雑草を管理するIPM(総合的病害虫・雑草管理)の導入を推進するため、農業者が使いやすいように見直した12品目の「IPM実践指標」をHPにて公表しました。また、IPMの普及に向け、環境保全に効果の高い営農活動を支援する、国の「環境保全型農業直接支援対策」の県特認取組に「IPM実践技術の実践」を追加し、ナシ栽培で8.2haの取組実績となりました。

## 6 産地ぐるみによるGAPの導入など、「みえの安全・安心農業」の推進

産地ぐるみによるGAPの導入を進めるため、県の普及指導員及びJAの営農指導員を対象に研修受講を推進し、国が策定した農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドラインに基づいて産地を指導する指導者を20名育成しました。

三重県型GAPの普及啓発を図る研修会を開催したほか、重点地区を対象にGAP指導者を派遣し支援を行った結果、三重県型GAPの導入産地は、69産地(対前年31産地増)、産地導入率は62.7%(対前年比29.7%増)と大幅に増加しました。

主要産地に対して、研修会や現地指導等を通じて、「GAP」「土づくり」「投入資源の効率的活用」を総合的に実践する「みえの安全・安心農業」の導入を支援しました。みえの安全・安心農業産地導入率は、47.3%(対前年比26.3%増)と年度目標(40%)を上回りました。

### 今後の主な課題

県内で米穀の不適正な流通が発生したことをふまえ、再発防止に向け、監視体制の強化や法令遵守の徹底などを図る必要があります。

卸売市場を対象に「品質管理・衛生管理高度化マニュアル」を策定するよう指導していますが、マニュアル策定済みの市場は県内で農産物を扱う14市場のうち3市場に留まっています。品質及び衛生管理の高度化に向け、引き続き、マニュアルの策定を促進していく必要があります。

「みえの安全・安心農業」の導入産地のさらなる拡大に向け、産地毎に強みと弱みを整理し、それぞれの課題に応じた指導を展開するとともに、取組の重要性について理解を促す普及・啓発活動を引き続き実施していく必要があります。

## トピックス1

環境に配慮した農業の見える化に取り組んでいます！



近年、環境に配慮した農業に取り組む生産者が増えてきていますが、取組内容を価格に反映させることが難しい状況にあります。農産物価格に反映させていくためには、環境に配慮した農業が環境にどのように貢献しているのか、消費者に分かりやすく伝えていくことが必要となります。

三重県では、「環境に配慮した農業の見える化」を目指し、トンボなどの指標生物の個体数や土壌に残る炭素量から環境への貢献度

を測る「農業環境指標」を策定し、現場での活用を進めています。

御浜町の農業生産者のグループ「尾呂志夢アグリ」は、堆肥による土づくりを行い、化学農薬、化学肥料を減らした環境にやさしい米づくりを実践しています。平成25年度から、「農業環境指標」を活用し、堆肥の投入状況と生き物調査から水田の環境評価を行い、その結果を商品のラベルやPOPに表示してテスト販売を行いました。環境に配慮した生産の取り組みは、消費者に好意的に受け入れられる傾向にありました。

今後、環境に配慮した農業への消費者の理解を促すため、「農業環境指標」を活用した取組を進めていきます。

## トピックス2

米穀取扱事業者を対象に特別監視指導を実施！



輸入食品の増加や流通経路の複雑化、食生活の多様化が進むなか、食品表示は消費者が食品を選択する際に重要な役割を担っていますが、近年、食品の不適正な表示事案が相次いで発生しており、消費者の食品表示への信頼が揺らいでいます。

米の安全性の確保に向けた取組としては、米トレーサビリティ法等の規定に基づき、監視指導に取り組んできたところですが、平成25年9月に、県内で米の産地を偽装する事案が発生し

ました。

このことをふまえ、県民の食の安全に対する不安を解消するために、県内の主要な米穀取扱事業者28社を対象に、平成25年10月末から平成26年5月末にかけて、国と連携し特別監視指導を実施しました。この監視指導では、通常の伝票調査に加え、仕入先や納入先の追跡調査や、DNA検査による米の品種判別、微量元素測定による外国産米の判別を行い、対象事業者すべてで適正に米の購入・保管・販売が行われていたことを確認し公表しました。

今後も、食の安全・安心の一層の確保と消費者の食に対する信頼回復を図るため、監視指導体制の充実や法令遵守意識の向上などに取り組んでいきます。

## 基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業生産構造の確立

### めざす方向

意欲ある多様な農業者を確保・育成するため、農地集積等による経営規模拡大や集落営農組織の設立を促進するとともに、新規就農者や企業などの新たな参入を促進する環境整備に取り組みます。

また、農業者の経営発展や産地の強化・充実を支援するため、普及活動の効果的な展開や農業団体の活発な活動を促進するとともに、農業の生産基盤を整備します。

さらに、優良農地の確保、農業用水施設等の地域資源の有効活用、新たな商品創出につながる研究開発を進めることにより三重県農業の持続的な発展に取り組みます。

### 基本目標指標

農業経営体数（認定農業者、集落営農組織等）

積極的に経営改善や規模拡大を図ろうとする農業経営体（認定農業者及び集落営農組織等）の数（三重県調べ）

### 目標の進捗状況

	23年度 計画策定時	24年度	25年度	26年度	27年度 行動計画の目標	33年度 基本計画の目標
目標値		2,410 経営体	2,475 経営体	2,540 経営体	2,610 経営体	3,000 経営体
実績値	2,346 経営体	2,306 経営体	2,335 経営体			

### 25年度評価

関係機関と連携したきめ細かな就農相談などにより新規就農者は増加しているものの、認定農業者における更新者の減少や農業者の高齢化が進む条件不利地域における集落営農組織数の伸び悩み等により、基本目標指標の「農業経営体数」を達成することができませんでした。

基本事業については、農業・農村の活性化を目指した「地域活性化プラン」の取組や、新規就農者の確保・育成、農業生産基盤の整備、農畜産技術の研究開発などに取り組み、すべての目標を達成しました。基本目標指標の達成に向け、引き続き、後継者の育成や新規参入の促進、担い手不在集落における集落営農組織の育成などに取り組む必要があります。

### <基本施策を構成する基本事業>

- 【基本事業1】地域の特性を生かした農業・農村の活性化
- 【基本事業2】地域の持続的な営農の仕組みづくり
- 【基本事業3】多様な農業経営体の確保・育成
- 【基本事業4】農業生産基盤の整備・保全
- 【基本事業5】農畜産技術の研究開発と移転

## 【基本事業Ⅱ-1】地域の特性を生かした農業・農村の活性化

(主担当：担い手育成課)

### 基本事業の取組方向

農業及び農村の活性化を図るため、普及指導活動の展開や農業団体等と連携する中で、集落や産地などによる「地域活性化プラン」の策定・実践を促進するとともに、その支援体制の整備を進めます。

### 取組目標

地域活性化プラン策定数 (累計)	地域や産地などを単位に策定される農業及び農村の活性化のための活動プランの数(三重県調べ)	
計画策定時 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)	基本計画の目標 (平成33年度)
50プラン	250プラン	550プラン

### 取組目標に対する達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	100プラン	150プラン	200プラン	250プラン
実績値	113プラン	167プラン		
達成率	100%	100%		

### 25年度評価

「地域活性化プラン」の策定を進め、前年度までの113プランに加え、新たに54プランが策定され目標を達成しました。また、プランの実践取組を支援し、167プランにおいて地域営農の維持・発展に向けた取組やビジネス展開に向けた取組が始まっています。引き続き、プランの策定・実践を支援するとともに、新たに創出された産物や商品の販路開拓や改良など、取組のステップアップを促していくことが必要です。

### 25年度の取組状況

#### 1 地域活性化プランの取組

- ① 地域資源を活用した、新たな価値の創出につながる取組を実践する集落や産地等の育成を図るため、市町やJA等と連携した「地域活性化プラン支援チーム」を編成し、前年度までに「地域活性化プラン」を策定した113地域を対象に、プランの実現に向けた実践活動を支援するとともに、新たな54地域において、座談会の開催等により、地域の実情に応じた地域活性化プランの策定及び実践活動を支援しました。

これまでに策定された 167 プランのうち 33 プランを対象に専門家を派遣し、販路開拓や商品開発など、取組のスタートアップを促す試作・試行等への支援を行いました。

プランの実践により新たに創出された産物や商品の販路開拓や商品改良等を進めるため、資質向上の機会として、異業種や産学官の連携により新商品開発を進める「みえフードイノベーション・ネットワーク」への参画を促進するとともに、「みえセレクション」や首都圏営業拠点「三重テラス」への出品を啓発しました。「みえフードイノベーション・ネットワーク」への参画実績は 11 プランになるとともに、「みえセレクション」には 2 プランが選定され、「三重テラス」には 24 商品が採択されました。

## 2 地域農業のさまざまな課題の解決に向けた取組の支援

農業及び農村の活性化に向けた取組への支援を計画的に進めるため、「普及活動基本計画（平成 23 年度～26 年度）」に位置付けた 51 本の目標項目の達成に向け、普及活動を実施しました。

普及指導員のコーディネート機能を生かし、生産者や関係機関と連携して、地域農業のさまざまな課題の解決に向けた取組を支援しました。

## 3 普及指導員のスペシャリスト機能を生かした生産・経営管理技術の普及

意欲ある多様な農業者の経営発展を促進するため、普及指導員のスペシャリスト機能を生かして、高度な生産・経営管理技術の普及などに取り組みました。

## 4 農業団体の指導・監督

農業団体の健全な経営と適正な業務運営を確保するため、法令等の遵守状況（合法性）、事業目的への合致状況（合目的性）及び業務・会計の経済性の観点からの妥当性（合理性）の視点により、県内 12 団体を対象に検査を行い、改善を要する事項の指摘を行いました。

固定比率（固定資産に占める自己資本の割合）違反状態にある農業団体 1 件を対象に、改善計画達成に向けた取組を指導しました。また、信用事業を実施する農業団体に対しては、定期的に経営に関する報告を求め、経営の健全性確保に向けた自主的な取り組みについて指導しました。

## 5 農業災害補償制度の円滑な運営の促進

農業災害補償制度が将来にわたり安定的かつ円滑に運営されるため、農業共済団体と連携して農業共済事業検討会を開催し、1 県 1 組合化を念頭に置いた組織体制の見直しに関する検討を引き続き行いました。各団体間の温度差があり、1 県 1 組合化に向けた合意には至りませんでした。

自然災害等に備え農業経営の安定化を図るため、農業共済団体、市町及び農協等関係機関と連携し、経営所得安定対策に取り組む農家を対象に制度の周知を図りました。また、平成 25 年度から、特産果樹「不知火」の共済引受が開始されたことの周知に努め、3.4ha の加入がありました。

### 今後の主な課題

引き続き、地域活性化プランの策定地域のさらなる拡大と、プランの実践により新たに創出された産物や商品の改良、販路開拓など、実践取組のステップアップを支援するとともに、今後は、少子化など地域の社会的課題の解決に向けた新たな取組を促進する必要があります。

## トピックス 1

地域活性化プランの取組により多彩な商品が生まれています！



パッケージを刷新した干し芋商品

「たかな漬」や「干し芋（きんこ）」が、首都圏営業拠点「三重テラス」で取り扱われるなどの成果につながりました。

また、伊勢茶の産地においては、茶農家の女性グループの取組を支援し、緑茶カフェの開店や雑貨店への販路開拓など、消費者である女性の視点で緑茶の楽しみ方を提案する取組がスタートしています。

引き続き、各地域が有するプランの実現に向け、きめ細かい支援を継続していきます。

「地域活性化プラン」については、これまで167プランが策定され、このうち93プランで、新たな商品や商品づくり、新たな販売手法へのチャレンジが始まっています。

商品の開発においては、専門家のアドバイスにより、消費者に訴求力の高い商品パッケージへの見直しなどを支援しています。商品をブラッシュアップした結果、

「たかな漬」や「干し芋（きんこ）」が、首都圏営業



女性の視点で伊勢茶商品を開発

## トピックス 2

普及指導員のコーディネート機能を活かし、  
高品質な稲WCS（発酵粗飼料）の生産拡大を進めています！



が指摘されています。

課題の解決に向け、平成 23 年度から、国の研究所が開発した籾が少なく高糖分の「たちすずか」の導入を進めています。「たちすずか」の生育特性等を把握するため実証ほ場を設置し、地域に適した栽培体系の確立に取り組むとともに、調整された稲WCSの品質を分析し、現地巡回や研修会等を通じ、酪農家に対して活用を啓発しています。酪農家からは高評価を得ており、導入 3 年目で 15 ヘクタールまで作付が拡大しています。さらなる拡大に向け、種子の確保や各地域の特性に応じた栽培技術の確立など、諸課題の解決に取り組んでいきます。

本県の大家畜経営では、飼料自給率を高めることが重要な課題となっていますが、水田が 75% を占める本県では、湿害等により飼料作物生産は不安定な状況となっています。このような中、水田においても安定生産が可能な稲WCSへの関心が高まっており、中央普及センターでは、関係機関と連携し、平成 13 年度から栽培を推進するとともに、酪農家を中心に給与指導を行っています。利用は進みつつありますが、稲WCS中の籾が消化しにくいとの課題

## 【基本事業Ⅱ-2】地域の持続的な営農の仕組みづくり

(主担当：担い手育成課)

### 基本事業の取組方向

集落等の地域を単位とした持続的な営農の仕組みづくりに向けて、土地利用調整ルールづくり、集落営農組織の設立や法人化等を進めます。

### 取組目標

持続的な営農の仕組みを有する集落の割合	県内の農業集落に占める、集落等の地域を単位として農地や農作業の利用調整を行う体制が整っている集落の割合（三重県調べ）		
計画策定時 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)	基本計画の目標 (平成33年度)	
29%	48%	75%	

### 取組目標に対する達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	35.0%	40.0%	44.0%	48.0%
実績値	32.7%	42.3%		
達成率	93.4%	100%		

### 25年度評価

目標の「持続的な営農の仕組みを有する集落の割合」は、集落活動や営農活動の調整を行うリーダー人材等の育成や農地の利用調整等に関する地域の仕組みづくりの促進、「人・農地プラン」の作成支援等の取組を進め、達成しました。

一方、意欲ある農業経営体への農地集積率は32.7%と年度目標（38%）を下回っているため、引き続き、市町による「人・農地プラン」の作成や見直しなどを支援するとともに、担い手が不足する中山間地域等での農地集積や集落営農組織の育成に取り組みます。

### 25年度の取組状況

#### 1 集落活動や営農活動の調整を行うリーダー人材等の育成

- ① 集落の営農活動等の調整を行うリーダー人材等の育成を進めるため、県の関係機関等で組織する「地域水田農業構造改革推進チーム」を核に、市町、JA、三重県農林水産支援センターと連携しながら、集落役員等の個別支援や組織のリーダーを育成する研修会などを開催しました。

リーダー人材育成などの取組により、法人化や規模拡大、経営の高度化など、集落営農のグレードアップに取り組む集落数が拡大し、165集落（対前年44集落増）となりました。

## 2 農地の利用調整等に関する地域の仕組みづくりを促進

集落等の地域を単位として農地や農作業の利用調整を行う仕組みづくりを進めるため、集落意向調査を実施し、その結果を基に、個別に集落役員等の活動を支援しました。また、集落営農を普及させるための「集落営農推進大会」を開催しました。

併せて、地域や集落の話し合いを促し、「人・農地プラン」の作成支援に取り組んだ結果、農地や農作業の利用調整を行う体制が整っている集落数は、873集落（対前年197集落増）、集落の割合は42.3%（対前年比9.6%増）と大幅に増加しました。

## 3 土地利用調整活動や集落営農組織の広域化を促進

担い手の経営規模拡大、担い手不足地域における担い手確保等を図るため、隣接する集落間の連携の場づくりなどにより、土地利用調整活動や集落営農組織の広域化を推進しました。広域化に取り組む集落営農組織は、253組織のうち、42組織（対前年6組織増）となりました。

## 4 意欲ある農業者への農地集積の円滑化

意欲ある農業者への農地集積を円滑に進めるため、集落等を単位とした地域での話し合い等を促すことで、担い手への農地集積ルールなどを定める「人・農地プラン」の作成を推進しました。「人・農地プラン」は、28市町において172プラン（対前年78プラン増）が作成されました。

市町やJA、地域の農業者への情報提供により、「農地集積協力金交付事業」や「規模拡大交付金交付事業」など、農地集積にあたって活用できる各種制度を周知しました。意欲ある農業経営体への農地集積率は32.7%と前年を下回っており、特に担い手の確保や農業者の高齢化などの課題を抱える中山間地域において農地集積が進んでいません。

平成26年3月に「農地中間管理事業の推進に関する法律」が施行されたことを踏まえ、担い手への農地集積・集約化を図るため、同法に基づく基本方針を策定するとともに、三重県農林水産支援センターを農地中間管理機構に指定しました。

## 5 集落営農組織の活動の多角化や高度化、法人化の促進

集落営農組織が持続的に発展していけるよう、先進事例を紹介する研修会の開催や、6次産業化プランナー等アドバイザーの派遣により、農商工連携や6次産業化などによる経営の多角化や高度化を促進しました。

農商工連携や6次産業化などにより、活動の多角化や高度化に取り組む集落数は165集落（対前年44集落増）となりました。

集落営農組織に対し、税理士や社会保険労務士等の経営支援スペシャリストを派遣し、集落営農組織の法人化に向けた取組を支援しました。

集落営農組織の法人化数は42件（対前年6件増）となりました。

### 今後の主な課題

「人・農地プラン」については、ほぼ全ての市町において作成が進みましたが、地域単位でのプランの作成は、一部市町に留まっています。担い手の確保や高齢化などの課題を抱えている地域があるため、地域や集落の話し合いを促し、地域単位でのプランの作成・見直しを進めていく必要があります。

意欲ある農業経営体への農地集積率は 32.7%と年度目標（38%）を下回っており、特に担い手の確保や農業者の高齢化などの課題を抱える中山間地域において農地集積が進んでいないことから、集落を対象としたアンケート調査結果も踏まえつつ、担い手が不足する中山間地域等での農地集積や集落営農組織の育成に取り組むことが必要です。また、26年度からスタートする農地中間管理事業を活用し、農地集積関係機関が連携して農地の集団的活用に向けた地域の合意形成を促進することで、農地集積を段階的に進めることが必要です。

## トピックス 1

農地集積の加速化を目指して営農組合を法人化！



再編することとなりました。

農地の権利設定や施設の登記のできる法人組織とするため、JAと連携し法人化に向けた支援を進め、平成 26 年 3 月に法人化が実現し、「農事組合法人生玉ファーム」として新生されました。「生玉」という名称は旧来の地名にちなみ名づけられたものです。

この法人は「人・農地プラン」の中心経営体として位置づけられており、5年後には、集落の農地約 70ha のうち水稲 18ha、小麦 10ha の集積を図る計画となっています。

伊賀市の中山間地域にある「西湯舟営農組合」は、麦やレンゲを集落ぐるみで栽培する任意組合として、58名の農家により、平成13年に設立されました。当初は、転作作物の作業受託を行うことを目的としており、水稲については対応してきませんでした。しかしながら、近年、高齢化や後継者不足が地域の課題となってきたことから、水稲も含めた地域農業の担い手と位置付け、組織を

## トピックス 2

法人化した集落営農組織で経営の多角化にチャレンジ！



多気町の「仁田営農組合」は、主に田植えや小麦の作業受託を行う任意組織として、平成3年3月に設立されました。取扱面積は年々拡大し、平成18年からは水稲の全作業の受託も開始、平成25年の水田作業の受託面積は約10haと、集落全面積の約5割をカバーしています。

経営を安定化させるため、平成25年7月に「農事組合法人あぐりパワーにた」として法人化され、現在、コンニャク芋や加工用トマト、ハクサイの栽培など、経営品目の多角化に取り組んでいます。また、この地域はミカンやカキの産地でもあり、将来的にはこれらを利用した加工にも取り組んでいく意向です。

## 【基本事業Ⅱ-3】多様な農業経営体の確保・育成

(主担当：担い手育成課)

### 基本事業の取組方向

意欲ある多様な農業者の育成を図るため、経営の安定・発展のための支援を行うとともに、新規就農希望者や農業参入企業、障がい者等への就農・技術支援を通じて新たな経営体等の確保に取り組みます。また、さまざまな方針決定の場への女性の登用、女性起業家の育成等に向けた取組を進め、農業及び農村における男女共同参画を促進します。

### 取組目標

新規就農者数	県内で農業へ就業した45才未満の人の数（三重県調べ）		
計画策定時 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)	基本計画の目標 (平成33年度)	
108人 (平成22年度)	110人	110人	

### 取組目標に対する達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	110人	110人	110人	110人
実績値	117人	135人		
達成率	100%	100%		

### 25年度評価

関係機関と連携したきめ細かな就農相談や「みえの就農サポートリーダー制度」の取組等により、新規就農者数の目標を100%達成することができました。引き続き、新規就農希望者や農業参入企業、障がい者等への就農・技術支援等を通じて多様な農業経営体の確保・育成に取り組みます。

### 25年度の取組状況

#### 1 就農から定着までの総合的な支援

- ① 三重県農林水産支援センターに就農総合相談窓口を開設し、就農希望者の相談にきめ細かく対応（320件）しました。

また、三重県農林漁業就業・就職フェアにおいて、農業就業の希望者に就職情報等を提供しました。これらの取組により、平成25年度の新規就農者数（45歳未満）は前年度実績を18名上回る135名に、そのうち自営就農者数は前年度実績を25名上回る57名となり、大幅に増加しました。

就農希望者が円滑に就農できるよう、就農計画の策定を支援するとともに、就農時の施設・機械の新規購入等に活用できる無利子の融資制度「就農施設等資金」の貸付けを行いました。就農計画の認定実績は15件、就農施設等資金の貸付実績は11件となりました。

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、青年就農者120名を対象に、就農前の研修期間（2年以内）及び経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する青年就農給付金（準備型37人、経営開始型83人）を給付しました。

これまでに青年就農給付金の給付を受けた35名が新たに農業経営を開始したほか、本年度内に研修を修了した31名についても、平成26年度以降、順次就農する見込みです。

地域における新規就農者の受入体制の構築を図るため、新規就農者の育成に意欲的な農業者をサポートリーダーとして登録する「みえの就農サポートリーダー制度」により、市町と連携して、サポートリーダーの活動を支援しています。

みえの就農サポートリーダー登録農業者数は131名（12名増）となり、このうち、累計で9市町（2市増）において18名（7名増）のサポートリーダーが、新規就農希望者等24名（12名増）に対して、就農サポート活動を実施しました。

## 2 企業の農業分野への参入を促進

企業の農業分野への参入を促進するため、県庁に窓口を配置し、市町や三重県農林水産支援センターなどの関係機関と連携して、企業からの相談にきめ細かく対応するとともに、農地の確保や技術の習得などに向け、情報提供や助言などを行いました。企業の農業分野への参入実績は、施設野菜2件でした。

県内の全農村集落（2,065集落）を対象に、企業等の受け入れ意向や貸借可能な遊休農地・施設の状況等について調査を実施したところ、1,593集落（回収率77%）から回答があり、そのうちおよそ1/4が、企業も含む就農希望者などに貸せる農地があると回答しています。

## 3 福祉事業所の農業参入や農業者による障がい者雇用等を促進

産地の担い手となる福祉事業所を育成するために、ブランド野菜のなばな栽培について、モデル的に支援活動を実施しました（1事業所、6a）。

障がい者の農業への参画に向けた関係者の理解を促進させるため、セミナーの開催や農業経営体におけるインターンシップ（6経営体が受入）の働きかけなどに取り組み、農業参入した福祉事業者は29件（うち平成25年度新規12件）と、大幅に増加したほか、障がい者を雇用した農業経営体も12件（うち平成25年度新規2件）となりました。

障がい者に適した作業体系を検討するため、4つの福祉事業所をモデルとして、農業・農作業のユニバーサル化に向けた実証を行いました。8事例の農作業体系の工夫等の実証を行い、障がい者が担える農作業に改善することができました。得られた実証データを活用し、「農業に障がい者を雇用するための作業等の工夫と改善事例集」としてとりまとめます。

農業と福祉をつなぐ人材の育成に向け、農業大学校での講座「農業と福祉」の開設（8名受講）や福祉事業所の支援員に対する農業基礎研修（7名受講）に取り組みました。

## 4 農業の担い手となる多様な人材の育成

農業大学校の学生が円滑に就農できるよう、経営能力向上を目的に、「農大マルシェ」による農産物販売実習（11回）を実施しました。

多様な農業人材を育成するため、生涯教育の観点から、新規就農希望者などを対象にした「農業基礎研修」や、農業者などを対象にした「技術課題解決演習」などの短期研修を実施しました。（6講座、参加66名）

農業大学校において、直売など農産物の販売に意欲的な農業者を対象に、マーケティングスキル向上のための「三重のリーディング産品を支える人材育成講座」を実施しました。当講座には延べ40経営体の参加があり、商談会シートの作成実績は23経営体、商談会への出展実績が22経営体となるなど、実践力向上の成果が見られました。

農業大学校の学生を募集するため、県内の全高等学校への訪問、農大祭や各種イベントでの大学校の紹介や入校相談、入校希望者を対象としたオープンキャンパス等を実施しました。平成26年度の新入生として、33人（対前年4人増）が入校（1年課程14人、2年課程19人）しました。

## 5 機械施設の導入や融資制度の利用等の促進

農業経営体の経営の改善や多角化を進めるため、新規就農者や経営発展を目指す地域の中心となる農業経営体に対し、国の補助事業「経営体育成支援事業」を活用し、農業用機械や施設の導入を支援しました。当事業を活用し27の農業経営体が農業用機械や園芸用ビニールハウスなどを新規導入しました。

施設、機械等を導入する際に、融資機関から低利な融資を受けられるように融資機関に対して利子補給を行いました。利子補給実績は1,194件（対前年7件減）となりました。制度融資の活用を促進するため、融資機関と連携し制度資金を活用した優良事例を紹介するパンフレットを5千部作成し、地域普及センター、市町、融資機関などに配布しました。

## 6 農業及び農村における男女共同参画の推進

女性農業者や女性起業家の能力開発に向け、農村女性アドバイザー研修会や6次産業化研修会、首長との懇談会等の開催などに取り組みました。農村女性アドバイザーは147名（新規で5名認定）となりました。

農業分野における方針決定の場への女性登用促進に向け、市町農業委員会委員への女性登用を推進しました。女性登用実績は56名（対前年1名減）となりました。

農業経営体の家族の構成員が、それぞれの能力を発揮して経営改善に取り組む環境を整えるため、労働時間や休日、役割等を定めた家族経営協定の導入を推進しました。新規締結実績は17戸（対前年2戸増）で締結農家数は351戸となりました。

### 今後の主な課題

新規就農者数は順調に伸びていますが、農業法人等へ就業した者の3年後の定着率が5割程度と他産業より低いことから、定着率を高めていくことが必要です。

県内の全農村集落（2,065集落）を対象に実施したアンケート調査の結果、回答のあった集落のうちおよそ1/4が、企業も含む就農希望者などに貸せる農地があると回答しているため、26年度からスタートする農地中間管理事業を活用した取組として、農業参入を希望する企業等を対象とした意向調査を実施し、企業等とのマッチングを進める必要があります。

農業分野への障がい者就労の促進に向け、引き続き、農業経営体への意識啓発や年間を通じた農作業の確保に取り組む必要があります。

## トピックス1

産地を支え安定した農業収入を得る福祉事業所の育成に取り組んでいます！



障がい者が産地を元気にします。

本県の主要な園芸品目の一つである「イチゴ」や「なばな」は、生産者の高齢化などにより、年々作付面積が減少しており、担い手の確保が急務となっています

このような中、園芸産地を支える担い手の確保と、障がい者の就労の場の確保を進めるため、福祉事業所の園芸品目への参入を促進しています。

当初、障がいのある方にとって、葉かきや摘心などの作業が難しく、園芸品目への福祉事業所の参入は難しいと考えられていましたが、作業分割と適切な役割分担をすることで、障がいのある方にも活躍していただけることが分かりました。

今後、農業参入した福祉事業所を地域農業を支える新たな担い手として育成していくため、新たな品目の導入や規模拡大、6次産業化などへのチャレンジを支援していきます。

## トピックス2

もうかる農業にチャレンジする農業者を育成するため、  
農業大学校の実習で農産加工品の商品化に取り組みました！



農大産トマトを100%使用した  
「僕らのトマトジュース」

農業大学校では、消費者のニーズを的確に捉え、6次産業化など経営の多角化に取り組むことができる農業者を育成するため、教育カリキュラムの改訂に取り組んでいます。

平成25年度は、専門科目として新しく「農産物マーケティング」と「園芸と福祉」を創設し、自ら生産した農産物を使って加工品を開発する実習も開始しました。

野菜専攻の学生は、農業大学校産のトマトを100%使用したトマトジュースの開発にチャレンジし、品種の配合割合の研究や販売価格の設定、ラベルの作成などの実践体験を積み上げ、「僕らのトマトジュース」の商品化を実現させました。開発した商品は、毎週水曜日に農大で開催される販売会等で販売され、約1ヶ月で完売するなど好評でした。

今後も、もうかる農業の実現に向け、経営力のある農業者の育成に取り組んでいきます。

## 【基本事業Ⅱ-4】農業生産基盤の整備・保全

(主担当：農業基盤整備課)

### 基本事業の取組方向

農業生産力の強化に向けて、環境と調和した生産や低コスト化、高度化に対応できる農業生産基盤の整備を進めるとともに、頭首工や用水路などの農業用施設の機能維持のための取組や防災対策を進めます。また、優良な農地の維持・保全や有効利用を促進するとともに、耕作放棄地の解消や未然防止対策を進めます。

### 取組目標

基盤整備済み農地における担い手への集積率

パイプライン化など高度な基盤整備を実施した地域における認定農業者等への農地集積率（三重県調べ）

計画策定時 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)	基本計画の目標 (平成33年度)
33.4%	50%	60%

### 取組目標に対する達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	36.9%	41.8%	46.3%	50%
実績値	38.0%	45.9%		
達成率	100%	100%		

### 25年度評価

基盤整備済み農地における担い手への集積を目標どおり進めることができました。引き続き、農業生産力の強化に向けて、農業生産基盤の整備と併せて、担い手への農地集積を一体的に進めます。また、老朽化の状況に応じた農業用施設の耐震対策・機能保全対策を計画的に進めます。

## 1 農業生産性の向上に向けた基盤整備の推進

水資源の有効利用、生産性の向上や維持管理費の節減を図るため、かんがい排水施設の整備（17地区）や既存の老朽化施設の補強・緊急補修（8地区）に取り組みました。また、上記のうち17地区については、水管理の効率化、有効利用につなげるため、農業用水路のパイプライン化に取り組み、2地区で事業が完了しました。

## 2 生産基盤の整備と一体的に、意欲ある農業者への農地集積を推進

農業生産性の向上を図るため、農地の区画整理や、区画整理に関連する農業用排水路及び農道の整備など、13地区において基盤整備（215.7ha）を実施し、1地区で事業が完了しました。

意欲ある農業者への農地集積を図るため、国の補助事業も活用し、3地区において、土地改良区による土地利用調整活動等を支援しました。県内の基盤整備済み農地における担い手への集積率は45.9%（対前年比7.9%増）となりました。

## 3 基幹的水利施設の機能診断とその結果に基づいた的確な補修の推進

基幹的水利施設の長寿命化を図るため、機能診断の結果に基づき、8地区において既存老朽化施設の補強や緊急補修などの機能保全対策を実施しました。

新たに6地区において、用水管や用水路などの劣化状況等を調べる機能診断を実施しました。

## 4 農地や農村の防災対策、海岸保全施設の整備の計画的、効率的な推進

大規模地震や局地的な自然災害からの被害を軽減するため、国や市町と連携して、農業用ため池（7地区）、排水機場（6地区）及び海岸堤防（2地区）の防災対策を実施しました。

## 5 農地転用許可基準の適正な運用による、優良農地の確保

優良農地の確保を図るため、市町農業振興地域整備計画の計画変更に係る協議の際に、市町に対して農業振興の観点から必要な助言を行いました。計画変更協議の実績は19市町で述べ39回でした。また、農地法の規定に基づき、農地転用に係る許可事務を適正に行い、農地転用許可件数は410件となりました。

地域における諸条件を考慮し、農地の総合的かつ効率的な利用を図られるよう、2ヘクタール以下の農地転用に係る許可権限を10市9町に移譲しています。

## 6 耕作放棄地の解消と未然防止を図るための取組

耕作放棄地の解消と未然防止を図るため、市町や農業委員会、農業関係者を対象に、耕作放棄地の再生に取り組む協議会の設立を促進し、県内全市町において設立されました。

三重県農業再生協議会の地域のブロック会議において、国の交付金の活用による耕作放棄地の再生に向けた啓発に取り組みました。国の交付金を活用し、新たに5.4ha（対前年1.3ha増）の耕作放棄地が再生されました。

## 今後の主な課題

- ① 農業の生産性向上を図り、核となる農業経営体への農地集積を進めるため、計画的な農業基盤の整備や、老朽化の状況に応じた農業用施設の耐震対策・機能保全対策を進めていく必要があります。

## トピックス

### 農山漁村の防災機能の強化に向け、 農業水利施設の老朽化対策や耐震対策に取り組んでいます！

農業用ため池や排水機場などの農業水利施設は、農業生産にあたって欠くことのできない重要な施設ですが、老朽化が進んでいる施設も多いことから、機能診断を実施し、劣化の状況に応じた補修等の整備を計画的に進める機能保全対策に取り組んでいます。

農業用ため池では、決壊被害の未然防止を図る改修工事を進めており、平成25年度には7地区で改修を実施しました。また、防災意識を醸成するため、災害の危険個所や避難経路を掲載したハザードマップの作成を進めています。

排水機場では、機能診断と耐震診断の結果に基づき、効果的な整備時期と整備方法を検討したうえで、長寿命化と耐震対策を計画的に進めており、平成25年度には14地区で補修・整備を実施しました。

耐震対策や長寿命化が必要な施設が年々増加していることから、引き続き、計画的かつ着実に改修を進めていきます。

#### ■ 農業用ため池の改修の取組事例 ■

(地区名：津市、安部・七郷池地区、事業名：地震防災ため池緊急整備事業)



#### ■ 排水機場の整備の取組事例 ■

(地区名：松阪市、榎田地区、事業名：基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業)



## 【基本事業Ⅱ-5】農畜産技術の研究開発と移転（主担当：農業戦略課）

### 基本事業の取組方向

県民の皆さんの多様化するニーズに的確に応えられる農畜産技術等の研究開発と農業者や食品産業事業者等への移転を通じて、新たな商品やサービスの提供を促進します。

### 取組目標

農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数（累計）

農業研究所及び畜産研究所が取り組む研究開発から生み出された成果のうち、次の①②のいずれかに該当する技術が活用された農業者等の商品やサービス等の件数（三重県調べ）

①開発技術、②県が開発した特許・品種等

計画策定時 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)	基本計画の目標 (平成33年度)
—	100件	250件

### 取組目標に対する達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	25件	50件	75件	100件
実績値	25件	50件		
達成率	100%	100%		

### 25年度評価

消費者のニーズに対応した農産商品等の開発や農業生産の持続性・効率性・安定性を高めるための技術開発及びノウハウの移転・普及に取り組み、農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数について、目標を達成することができました。

食品産業事業者や農業者等との連携を強化し、生産現場の課題に応じて計画的に研究を行うとともに、新たな国内市場の開拓に向け、医療食や健康食品の需要に対応した農産物の生産技術等の開発に取り組んでいきます。

## 25 年度の取組状況

### 1 消費者のニーズに対応した農産商品等の開発・実証及びノウハウの移転・普及

消費者ニーズに対応した農産商品等の開発・実証を行うため、産学官が参加したコンソーシアムによる活動などを通じ、これまでに、実需者のニーズに対応したトマトを生産するための「専用給液装置」の試作機や伊勢茶活用の「濃厚カテキン茶」の農業者への技術移転、育成した赤米品種を活用した甘酒や腎臓病患者向け低リン米の商品化、肉用牛への飼料用米給与技術の畜産事業者への移転につなげることができました。

国等の研究資金を活用し、トマト養液栽培における病害の簡易診断技術や田植えと同時に肥料を散布する機械に使用できる鶏糞肥料のペレット化などの技術を開発しました。

農業研究所の研究成果を取りまとめ、冊子とホームページにより情報発信しました。また、これらの開発技術は現地で実証を行い、生産現場への移転・普及が進んでいます。

### 2 農業生産の持続性・効率性・安定性を高めるための技術開発

植物工場における先端的な栽培技術の開発に向け、大学や国の研究機関、メーカーとの共同研究を実施し、トマトとイチゴについて、高度な環境制御技術の活用により単収を増加させる新たな栽培技術の実証に取り組みました。技術研修会等を実施して技術の移転に取り組んでおり、県内5カ所で植物工場が新設されました。

土地利用型農業における技術の開発では、水稻新品種「三重23号(結びの神)」の高品質・安定生産技術の開発に取り組み、技術マニュアルを策定しました。また、肥料メーカー等と連携して、キャベツ生産の低コスト化及び生産の安定化に寄与できる新しい堆肥混合肥料を開発し、肥料メーカーにおいて販売が開始されました。

養液栽培の根部伝染病害やキャベツ根こぶ病対策として、施設や圃場の発病リスクを把握し、リスクに応じた防除メニューを選択できる診断・対策支援マニュアルを策定するとともに、普及センターと連携して、JAの野菜生産部会への導入を進めています。

野生鳥獣の被害防止技術については、サル・シカ・イノシシを対象とした侵入防止技術や大量捕獲技術の開発に取り組みました。侵入防止技術は効果の高い防護柵を、大量捕獲技術は遠隔で監視・操作のできる多頭捕獲システムを開発し、いずれも商品化され普及が始まっています。

### 3 先端技術の活用による消費者のニーズに対応した新品種育成

水稻では、うるち米(主食用)、赤米、もち米の新品種開発に取り組みました。うるち米では、コシヒカリと同時期に収穫できる多収・高品質な1系統を選抜しました。もち米は特性が異なる2系統の加工適性を実需者と連携して評価しました。また、多収で発色の良い赤米「三重赤27号」を育成しました。

イチゴについては、(独)農研機構及び他県と共同育種した種子繁殖型品種「系統23」を、品種登録出願しました。この「系統23」は、これまでの株分けで増やす従来の品種とは異なり、種子で増やすことができる新しいタイプの品種で、優良苗を大量に得られる利点があります。

カンキツでは、実需者のニーズに沿った優良品種の選抜を行い、年末に出荷できる高糖度な中晩柑の「みえ紀南5号」と、種が少なく高糖度な中晩柑の「みえ紀南6号」を選抜しました。

また、国の育成品種（ブドウ、小麦、大豆、茶）の本県への適応性の評価では、大豆品種「すずかれん」、ブドウ品種「オリエンタルスター」については適応性を確認し、本県での導入を図りました。

#### 4 牛肉のおいしさ判定技術の活用による品質向上につながる飼養技術開発

松阪牛、伊賀牛などブランド牛のさらなる品質向上のため、「ブランド肥育牛に給餌する代替飼料等の肉質への影響」の研究に取り組み、大豆粕飼料の代替として、バイオエタノール生成時にできる副産物（DDGS）が、黒毛和種雌肥育牛に給与する飼料として有効であることを確認しました。

「飼養方法が牛肉味覚成分に与える影響」の研究では、農家での飼養条件や血統が肉のうま味成分含量に影響することを解析し、飼養方法の改善や肥育子牛導入時の選定基準の参考として生産者に提示しました。

#### 5 畜産農家の収益性の向上に向けた研究開発

養豚農家の収益性向上に向け、暑熱時のリジン及びハーブ抽出物質等の給与技術開発に取り組みました。リジン給与による生産性の改善効果や、繁殖母豚へのリジン給与における暑熱対策効果を確認し、飼料製造企業と共同で暑熱期対策用養豚飼料を開発しました。

地鶏の生産コスト低減及び高品質化を図るため、飼料用米の給与可能限界を検証するとともに、地鶏への飼料用米給与が、鶏肉の食味に与える影響を分析しました。研究結果に基づき、適切な飼料用米の配合比率を解明し、商品を差別化する給与技術として、生産者に技術移転しました。

#### 6 自給飼料生産の安定化など耕畜連携につながる技術開発

循環型社会の実現のため、耕種農家と酪農家との連携による、飼料用稲・飼料用麦など飼料の自給技術の開発に取り組みました。飼料用小麦は出穂後日数の経過に伴い栄養価が低下することから、収穫適期や給与限界の確認などに取り組み、乳牛への飼料用小麦ホールクロップサイレージの給与技術を開発しました。

自給飼料（特にサイレージ）の流通にあたって課題となるサイレージのカビの発生を事前に推察することを目的に、非破壊検査によりカビを判定する手法の開発に取り組み、サーモグラフィを利用した簡易カビ判定技術を開発しました。

#### 今後の主な課題

食品産業事業者や農業者等との連携を強化し、生産現場の課題に応じて計画的に研究を行うとともに、開発した商品や技術については円滑に農業者等へ技術移転していくことが必要です。

農業分野における新たな国内市場の開拓に向け、医療食や健康食品の需要に対応した農産物の栽培技術の開発に取り組んでいく必要があります。また、植物工場については、夏場の収量低下が課題となっており、夏場の高温条件下での環境制御精度を向上させていく必要があります。

畜産研究所では、畜産業の成長産業化に向け、食品残渣など未利用資源を活用した養豚飼育技術の開発や地域特産物を飼料とした新たなブランド豚肉の開発、和牛子牛生産のための受精卵の受胎率向上に向けた技術開発（凍結技術等）に新たに取り組んでいくことが必要です。

## トピックス1

### 透析患者さん向けにリン含有率を抑えたお米の加工技術を開発 ～「低リン米」がまもなくデビュー！～



低リン米を加工する  
新型精米機

腎臓病による透析患者は全国に30万人、その予備軍は1,000万人いると言われています。腎臓病患者はリンの摂取量を抑えた食事をする必要がありますが、低リン食品の製造にはコストがかかるため、価格が高く容易に入手しにくいという難点がありました。

農業研究所では、3年前からリン含有率を抑える農産加工技術の開発に取り組んできており、本県の育成品種である「みえのゆめ」の特性を生かした新たな精米方法による「低リン米」の開発に成功しました。この加工方法については、平成26年に特許出願を行う予定です。

この製法は、従来方式より加工コストを抑えており、購入しやすい価格帯で流通することをめざし、米卸業者と連携して、生産・流通・販売網の整備を進めています。

## トピックス2

### 資源循環型みえの牛乳生産をめざして ～自給飼料による牛乳生産の取り組み～



輸入飼料価格が高騰していることから、飼料用稲（稲ホールクroppサイレージや飼料用米）などにより、飼料自給率を向上させていくことが求められています。

畜産研究所では、乳牛に輸入飼料である牧草やトウモロコシ、大麦などの代わりに、飼料用の稲や飼料用の米を飼料全量の50%まで代替できることを実証しました。この技術を参考に酪農家でも飼料用稲の給与が始まっており、特に牛乳製造プラントを有する酪農協では指定配合飼料に飼料用米を組み込んだり、稲ホールクroppサイレージを酪農協として斡旋するなどの体制を作りつつあります。

今後も、自給飼料による牛乳生産技術の生産者への移転を進め、自給飼料によるみえの牛乳生産の取組拡大につなげていきます。

## 基本施策Ⅲ 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持増進

### めざす方向

農村地域に暮らす一人ひとりが元気に輝くとともに、地域の魅力が高まるよう、豊かな地域の資源を生かした都市住民等との交流の活発化や新たな経済活動の創出等に取り組みます。

また、農業の持続的な活動が行われる中で農村の機能が十分に発揮されていくよう、快適性や利便性、農業の生産性の向上を図るとともに、地域住民の自主的な取組による「獣害につよい集落」の育成、生産者と県民の皆さんとの連携による多面的機能を維持増進する活動の活発化等に取り組みます。

### 基本目標指標

農山漁村地域の  
交流人口

農山漁村地域において、農山漁村の暮らしや食文化、農林水産業等を身近に体験することのできる主要な施設の利用者数（三重県調べ）。

平成 27 年度の目標値は、平成 28 年春に把握できる平成 26 年度の実績値により測ることとします。

### 目標の進捗状況

	23 年度 計画策定時	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度 行動計画の目標	33 年度 基本計画の目標
目標値		5,160 千人 (23 年度)	5,230 千人 (24 年度)	5,300 千人 (25 年度)	5,370 千人 (26 年度)	5,670 千人 (32 年度)
実績値	5,086 千人 (22 年度)	4,874 千人 (23 年度)	4,800 千人 (24 年度)			

※実績値は評価年度の前年度の概算値

### 25 年度評価

基本目標指標の調査対象としている県内 65 施設のうち 25 施設で前年度実績を下回ったことから、目標を達成することができませんでした。一方で、「いなかビジネス」取組団体では、交流人口は前年比 3.8%、売上額は前年比 5.1%増加しており、地域の活性化につながる成果がみられました。交流人口の増加に向け、企業等との連携による情報発信やPRイベントなどにより集客力の向上に向けた取組を進める必要があります。

基本事業については、農山漁村の生活環境改善や、地域資源を生かした取組、獣害につよい農村づくり、農業の多面的機能の維持増進に向けた取組を推進し、すべての目標を達成しました。引き続き、地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持発揮に向けた取組を推進し、農山漁村地域の交流人口の増加につなげていく必要があります。

### <基本施策を構成する基本事業>

- 【基本事業 1】安全・安心な農村づくり
- 【基本事業 2】獣害につよい農村づくり
- 【基本事業 3】人や産業が元気な農村づくり
- 【基本事業 4】多面的機能の維持増進

## 【基本事業Ⅲ-1】安全・安心な農村づくり（主担当：農業基盤整備課）

### 基本事業の取組方向

生活環境や生産基盤の整備、防災対策を通じて、快適性、利便性、農業の生産性の向上や安全・安心な農村づくりを進めます。

### 取組目標

生活環境を整備する農山漁村集落数（累計）

新たに農山漁村集落内の道路、排水路、防火水槽等の生活環境の整備を行った集落数（三重県調べ）

計画策定時 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)	基本計画の目標 (平成33年度)
2集落	18集落	36集落

### 取組目標に対する達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	4集落	8集落	13集落	18集落
実績値	4集落	8集落		
達成率	100%	100%		

### 25年度評価

新たに4集落について、集落道路、集落排水路、交流施設、生態系保全施設の整備が完了したことで、目標を達成しました。引き続き、計画的に生活環境の整備に取り組みます。

## 25年度の取組状況

### 1 農村の道路網の整備や安全対策の強化

農業の生産性の向上と農産物流通の合理化を図るとともに、農村の生活環境を改善するため、地域や市町と連携して、農道の整備（13地区、2.10km）を進めました。そのうち、8地区において事業が完了し、全線開通しました。

### 2 集落排水事業の計画的な推進

農村地域の生活環境と水質の改善を図るため、市町と連携して、県内の8地区において集落排水事業に取り組みました。農村地域における生活排水処理施設の整備率は73.5%となっています。

### 3 中山間地域における基盤整備及び生活環境整備の実施

農業の生産条件等が不利な中山間地域の活性化を図るため、地域や市町などの関係機関と連携しながら、9地区において、農業用排水路やほ場整備など、農業生産基盤整備に取り組み、農業用排水路5箇所、ほ場整備2箇所、農道整備2箇所において事業が完了しました。

また、農業生産基盤の整備と、集落道路や集落排水路など、農村生活環境等の整備を併せて総合的に実施し、集落道路や集落排水路など4箇所において事業が完了しました。

### 4 農業用水を活用した小水力発電等の導入促進

農業用水を活用した小水力発電施設について、「中勢用水地区」において、施設整備のための実施設計を行うとともに、水利権取得等の諸手続きについて関係機関との協議を行いました。

農業用水施設等を活用した小水力発電の導入に関するマスタープランの策定に向け、小水力発電量の賦存量調査を実施しました。また、農業用水を利用した小水力発電を推進し、農村の活性化と持続可能な社会の実現に資するため、土地改良区、市町、三重県土地改良事業団体連合会、県を構成員とする「三重県農業用水小水力発電推進協議会」を設立しました。

## 今後の主な課題

農村地域の利便性の向上や生活環境の改善を図るため、引き続き、地域の合意に基づき、集落道路や集落排水路の整備を計画的に進めていくことが必要です。

「中勢用水地区」における小水力発電施設について、実施設計に基づく発電施設の整備を計画的に進めるとともに、引き続き関係機関との具体的な協議や諸手続きを進めていくことが必要です。また、農業用水における発電量の賦存量調査結果をもとに、小水力発電の導入に向けたさらなる普及啓発が必要です。

## トピックス 1

農業用水を利用した小水力発電施設の整備を進めています！

～ 中勢用水地区 安濃ダムで小水力発電施設整備に着手～



中勢用水地区の安濃ダムでは、平成21年度から、水力発電施設の本格的な導入に向けた取組を進めています。平成24年度は、平成24年7月からスタートした自然エネルギーの固定価格買取制度の活用を前提として採算性を検証し、安濃ダムの河川放流口に小水力発電施設を整備することを決定しました。平成25年度には施設整備に向けた実施設計を行うとともに、水利権取得等の諸手続きについて関係機関との協議を進めました。

平成26年度から28年度までの3年間で施設整備工事を実施し、平成27年度末での発電開始を目指しています。この施設が完成すると、三重県では初めての農業用水を利用した小水力発電施設となります。

< 施設計画 >

- ・ 水車形式 横軸フランシス水車
- ・ 最大可能電力量 938MWh

## トピックス 2

総延長4.8kmのふるさと農道が度会町に完成！

～ 大型機械の導入による茶の生産性向上にむけて～



度会町に主要地方道伊勢・大宮線と県道度会・玉城線を結ぶ、新しいふるさと農道が完成しました。

この農道は、度会町の主産業である茶の生産性向上を図るため、大型の乗用茶刈り機の導入や大型トラックによる出荷が可能となるよう、全幅7m片側1車線の道路として整備しました。

また、近隣都市部へのアクセスの改善や集落間をつなぐコミュニティ道路としての役割も

担っており、地域の活性化に寄与することが期待されています。

< ふるさと農道 度会北部地区の概要 >

- ・ 農道の受益地：水田 162.3ha、茶畑 48.9ha
- ・ 総延長：4.85km（度会北部地区 L=2.81km、度会北部2期地区 L=2.04km）

## 【基本事業Ⅲ-2】 獣害につよい農村づくり (主担当：獣害対策課)

### 基本事業の取組方向

農村地域における鳥獣被害の軽減に向け、人の生活と自然との共生や生物の多様性を考慮しつつ、地域の実状に応じた狩猟や捕獲、獣肉処理・利用体制の構築、集落全体での防御対策など、「生息管理」と「被害対策」を組み合わせた総合的な取組の促進を図ることにより、獣害につよい集落づくりを進めます。

### 取組目標

野生鳥獣による  
農業被害金額

サル、ニホンジカ、イノシシ等による農業の被害金額(三重県調べ)。平成27年度の目標値は、平成28年春に把握できる平成26年度の実績値により測ることとします。

計画策定時 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)	基本計画の目標 (平成33年度)
473百万円 (平成22年度)	378百万円以下 (平成26年度)	331百万円以下 (平成32年度)

### 取組目標に対する達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	458百万円以下 (平成23年度)	439百万円以下 (平成24年度)	416百万円以下 (平成25年度)	378百万円以下 (平成26年度)
実績値	497百万円 (平成23年度)	393百万円 (平成24年度)		
達成率	92%	100%		

### 25年度評価

獣害につよい集落づくりや侵入防止柵の整備を着実に進め、農業被害金額の低減を図り、目標を達成することができました。

しかし、中山間地域を中心に被害は依然として深刻であることから、引き続き、「被害対策」、「生息管理」、「獣肉等の利活用」を3本の柱として、総合的な獣害対策に取り組む必要があります。

## 25年度の取組状況

### 1 獣害につよい地域づくりへの取組（「獣害につよい集落」の育成）

地域における野生獣の追い払い活動への支援（8市町）や、侵入防止柵整備（整備延長16市町292km（累計21市町、1,818km））など、市町が主体となる地域協議会の取組への支援を行いました。

獣害につよい地域づくりに向け、地域の獣害対策を担う人材の育成を図ったほか、集落ぐるみで行う野生獣の追い払いなどの取組への支援を実施しました。獣害対策に取り組む集落が新たに64集落増え、累計251集落において継続的な獣害対策が行われています。

県民の皆さんの獣害対策に対する意識を啓発するため、獣害対策事例報告会（200名参加）および野生獣による農林産物の被害について考えるフォーラム（450名参加）を開催し、獣害被害の現状や獣害対策の取組状況についての情報を提供しました。

### 2 地域における有害鳥獣の捕獲力強化に向けた取組

捕獲効率向上に向けた、シカ専用のドロップネットなど大量捕獲わな等の技術向上研修会の開催（2回、53名参加）、市町やものづくり企業等と連携したニホンザルの大量捕獲技術やニホンジカ・イノシシの誘導式囲いわな技術等の開発に取り組みました。

地域の捕獲力強化に向け、国の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業などを活用して、市町等が行う捕獲活動や鳥獣被害対策実施隊等の活動強化を17市町において支援しました。また、市町間や県と市町の連携強化、各市町への支援の充実を図るため、24市町の獣害対策に関する施策や統計データを市町単位でとりまとめた「獣害対策カルテ」を作成しました。

関係する県や市町、猟友会などとの県域を超えた連携などにより、シカ及びイノシシの広域一斉捕獲を2地域で3回実施しました。

捕獲者の確保に向け、チラシの配布等により狩猟免許取得を広く呼びかけた結果、狩猟免許試験合格者数は、215名（わな・網178名、銃37名）と前年を3名上回りました。

### 3 被害防止や捕獲技術に関する調査研究

森林内の堅果類（どんぐりなど）の生育状況が野生獣の行動に影響することが考えられることから、野生獣の出現を予察できるシステムの開発に向け、森林内の堅果類の生育状況を把握するための調査を実施し、データの蓄積を行いました。

近年、ニホンジカによる果樹の皮剥ぎ被害が増加していることから、皮剥ぎ被害防止技術の研究・開発に取り組み、シカの剥皮被害を防止する資材・薬剤の使用条件等が確認できました。

### 4 獣肉等の利活用を推進

獣肉等の利活用を促進するため、「『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル」の普及や解体処理施設への金属探知機など設備の導入支援、食中毒菌のモニタリング検査など、安全性や品質の確保に向けた取組を進めました。マニュアルを遵守した県産獣肉等の取扱飲食店は8店舗増えて10店舗となりました。

安全性や品質が確保された獣肉を提供する販売事業者等であることを証明する「みえジビエ登録制度」を創設しました。

獣肉等の需要の拡大に向け、県内の飲食店7店舗において、ジビエ料理フェアの開催などに取り組んだほか、東京の百貨店における期間限定のジビエ販売企画に参画し、シカ肉を活用した惣菜を販売する取組を進めました。また、消費者に獣肉をPRするため、県生活協同組合連合会との共催で鹿肉を使った料理講習会や、イノシシ肉を使った料理教室を開催しました。

「みえフードイノベーション・ネットワーク」を活用した企業等とのマッチングにより、外食チェーンにおいて期間限定の鹿肉メニューが提供されたほか、食肉加工業者と獣肉解体処理事業者の連携により新商品（鹿肉の調理生肉）が開発され、量販店の県内5店舗での販売や飲食店1店舗での提供につながりました。

## 今後の主な課題

累計 251 集落において継続的な獣害対策が行われていますが、県内全体では、依然 800 以上の集落で被害が発生しており、今後も「獣害対策に取り組む集落」づくりを推進していく必要があります。また、市町や生産者等からの侵入防止柵の設置要望は多く、今後も計画的な整備が必要です。

ニホンザルの被害は特に深刻であることから、今後、開発した大量捕獲技術を現場に普及させていくとともに、新たな捕獲技術について研究・開発を進めていくことが必要です。

獣害被害の軽減に向け、さらなる捕獲力の強化と捕獲後の処分体制の構築が課題となっています。獣害対策に関する施策や統計データを市町単位でとりまとめた「獣害対策カルテ」を活用し、市町との連携を強化し、獣害対策を加速させる必要があります。また、狩猟者の確保に向け、猟友会と連携し、狩猟免許取得促進のためのPRに取り組む必要があります。

獣肉等の利活用を促進するため、安全性や品質が確保された獣肉を提供する販売事業者等であることを証明する「みえジビエ登録制度」の普及を図っていく必要があります。

獣肉等の需要の拡大に向け、「『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル」を遵守した県産獣肉等の取扱店舗の拡大や企業等とのマッチングによる新商品の開発に取り組む必要があります。

## トピックス1

「みえジビエ登録制度」を創設しました！

～安全性や品質が確保された獣肉の需要拡大を目指して～



三重県では、消費者に安心して県産の獣肉等を食べていただけるよう、関係法令の遵守や捕獲から解体処理、流通にいたる具体的な方法を定めた「『みえジビエ』品質管理・衛生マニュアル」を平成24年3月に策定して、現場への普及に取り組んでいます。マニュアルに沿った商品は増えてきていますが、消費者には、マニュアルを遵守した商品とそうでない商品の区別ができない状況にありました。

そこで、マニュアルに沿った野生獣肉であることを明確にするため、登録基準に適合する事業者を登録する「『みえジビエ』登録制度」を平成25年12月に創設しました。

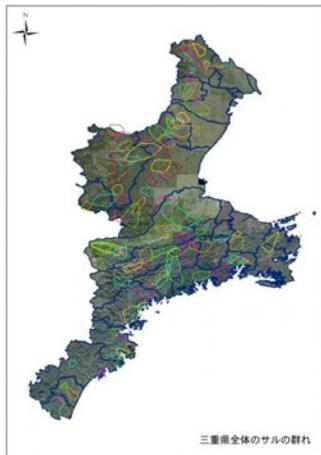
全国的にみてもシカ肉、イノシシ肉に関わる認証・登録制度で、解体処理から販売、加工、提供といわゆる川上から川下まで幅広く網羅している事例は他にはなく、全国でも初めての取り組みです。

この取組をきっかけに、「みえジビエ」の認知度を高め、シカ肉、イノシシ肉なら「みえジビエ」と言われるように、三重県を代表する食材の一つに育てていきたいと考えています。

## トピックス2

「特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）」を策定しました！

～農作物被害の減少とニホンザルの地域個体群の維持を目指して～



平成24年度のニホンザルやニホンジカ、イノシシ等の野生鳥獣による本県の農林水産被害額は、約7億円で、平成23年度に比べて約1億2千万円減少しましたが、ニホンザルによる農作物の被害額は、約1億2千4百万円と依然として深刻な状況です。

鳥獣保護法に基づく特定鳥獣保護管理計画では、対象鳥獣の数が著しく増加等している場合において、鳥獣の保護のための管理に関する計画を定めることができることとなっており、現在、三重県では、ニホンジカ（第3期）、イノシシ（第2期）を策定し、取り組みを進めているところです。

ニホンザルについても、その数が著しく増加し、農作物の被害も多いことから、平成26年4月から平成29年3月を計画期間とした「特定鳥獣保護管理計画」を策定しました。

今後、この計画に基づき、群れの加害レベルに応じた対策の実施により、ニホンザルによる農作物被害の減少とニホンザルの地域個体群の安定的維持を目指していきます。

## 【基本事業Ⅲ-3】人や産業が元気な農村づくり（主担当：農業基盤整備課）

### 基本事業の取組方向

都市住民や企業等との交流・連携の促進などを通じて、農村をさまざまな主体が関わる中で支えていく仕組みや住民の生きがいがいづくりに取り組むとともに、自然、文化、農産物等農村地域の豊かな地域資源を活用した交流人口の拡大、就業機会の創出・確保を図ることにより、人や産業が元気な農村づくりにつなげます。

### 取組目標

「いなかビジネス」の取組数

農山漁村地域における、地域の農産物をはじめ自然、文化、人等の豊かな地域資源を生かした新たな経済活動創出の取組数（三重県調べ）

計画策定時 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)	基本計画の目標 (平成33年度)
101件 (平成22年度)	170件	260件

### 取組目標に対する達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	125件	140件	155件	170件
実績値	125件	140件		
達成率	100%	100%		

### 25年度評価

農村の資源と都市のニーズを結んで新しいビジネスを作り出すコーディネーターの養成や専門家派遣による新商品や新サービス開発の支援に取り組み、「いなかビジネス」の取組団体は140団体となり、目標を達成しました。

農山漁村の交流人口を増加させるため、引き続き「いなかビジネス」の取組拡大を進めるとともに、集客力の向上に向けた情報発信や取組団体のサービス内容を充実させるための人材育成などに取り組みます。

## 25年度の取組状況

### 1 農村の魅力発信と都市と農村の交流促進

都市と農村の交流を活性化するため、農村の魅力や農村で楽しめる旅の情報を集めた広報誌「三重の里いなか旅のススメ」を約4,000部配布したほか、旬の情報をホームページやメールマガジンにより発信しました。

農村を繰り返し訪れるファンを増やすため、県内外のイベントに出展し三重の農村の魅力をPRするとともに、「三重の里ファン倶楽部」の会員を募集しました。三重の里ファン倶楽部会員数は約6,500名（対前年652名増）となりました。

農山漁村地域の魅力発信を促進するために、「動画作成講座」及び「すこいやんか三重のいなかCMコンテスト」を開催しました。29名が動画作成講座を受講し、CMコンテストには13点の作品が応募されました。応募作品は、県庁のホールや県内各地のイベントにおいて放映するなど、農山漁村のPRに活用しています。

### 2 地域の豊かな資源を活用した「いなかビジネス」の取組拡大

農村の有する豊かな資源を活用した農村起業を促進するため、「農山漁村起業のすすめ 日本の田舎は宝の山」と題した講座を開催し、農村の資源と都市のニーズを結んで新しいビジネスを作り出すコーディネーターの養成に取り組みました。平成25年度の講座修了者は9名で、これまでの同様の講座の修了生を含め、コーディネーターの養成数は37名となりました。当講座がきっかけとなり、日替わりシェフによる農村レストランの開店や、都市部の若者をターゲットとして農業を体験させるビジネスなど、新たな発想による農村起業の取組が生まれつつあります。

地域の豊かな資源を活用して魅力ある商品や集客サービスを提供する「いなかビジネス」の取組を進めるため、専門家派遣により、集落ぐるみによる新商品や新サービスの開発を支援しました。「いなかビジネス」の取組数は140件（対前年17件増）となりました。「いなかビジネス」取組団体の交流人口は前年比3.8%、売上額は前年比5.1%増加しており、地域の活性化につながる成果がみられました。

交流事業に取組む農村地域相互の連携を促し、受入体制を充実させるため、グリーン・ツーリズム実践者を一堂に集め、松阪市の飯南地域において、第2回三重県グリーン・ツーリズムネットワーク大会を開催しました。（115名参加）

### 3 企業や学校等と連携した農村生活体験活動の促進

子どもや学生による農村生活体験活動を促進するため、体験プログラムの開発など、受入体制の整備を支援するとともに、農林漁業体験民宿の開業を促進するため、農林漁業体験民宿セミナーを開催しました（セミナー受講者79名）。また、受入地域の情報をまとめた資料を、県内の小中学校校長会に配付し、インストラクターとともに農村生活活動の理解促進を図りました。農村生活体験活動の受入地域は、10地域（対前年3地域増）、農林漁業体験民宿の開業実績は25件（H25年度新規4件）となりました。

CSRや従業員の福利厚生など企業側にもメリットがあり、かつ農村側の課題解消にもつながるような新しい関係づくりを促進していくため、リーフレット配布（2,000部）やポスター掲示（県内コンビニ240ヶ所等）を通じた情報発信を行うとともに、新たに企業を対象としたメールマガジンの発行を始めました。また、全国の地方公共団体が会員となっている「地域活性化センター」と共催して全国レベルの地域活性化フォーラムを開催し、取組機運の醸成を図りました。（参加339名）

企業と農村が連携した活動の説明と取組への協力依頼を行うため、県内30社の企業訪問を行い、3社において具体的な実施に向けた調整がスタートしました。また、新たに1地域において農山村活性化協定が締結(平成26年3月17日協定締結)され、企業との連携により、獣害防止柵の補修・修繕等の取組が開始されました。協定締結数は累計2地域となりました。

#### 4 適切な体験プログラムを構成できる知識を持った指導者等の育成

農村における体験や交流活動の指導者として活躍できる知識と技術を修得した農林漁業体験指導者(グリーン・ツーリズムインストラクター)を育成するため、3泊4日の日程で育成講座を開催しました。農林漁業体験指導者数は122名(対前年24名増)となりました。

#### 5 農業及び農村の資源を活用した実践活動の促進

中山間地域等における農業用水などの土地改良施設や農地の有する多面的機能が、地域住民の積極的な維持管理により良好に発揮されるよう、農村地域住民による農村環境の保全や創造などの取組を支援しました。県内3地区において、集落周辺部の環境美化や自然体験場整備、里山整備や水生生物の保護・育成、集落散策マップ作りなど、地域住民による多様で特色あるむらづくりの取組が進みました。

農地の持つ多面的機能の発揮と地域住民活動の活性化を図るため、様々な保全活動を進める地域リーダーとして委嘱している「ふるさと水と土指導員(17名)」のうち4名を全国研修会へ派遣し、資質の向上を図りました。

#### 今後の主な課題

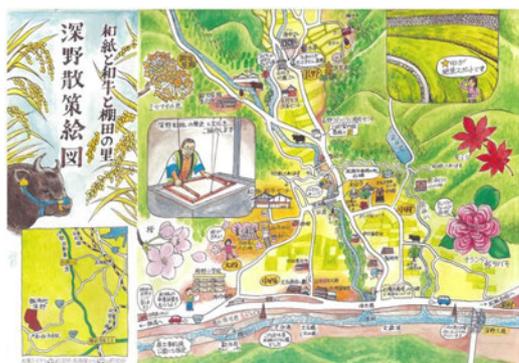
交流人口の増減に関する要因分析のために実施した交流施設調査や利用者アンケート調査の結果を踏まえ、新しいサービスの開発やおもてなし向上、情報発信スキルの向上などを進めるとともに、集客数が減少している団体・施設に対する重点的な支援に取り組む必要があります。

「いなかビジネス」のさらなる取組の拡大に向け、引き続き取組に対する助言や情報提供などの支援を行うとともに、企業等との連携による情報発信やPRイベントの開催などにより、集客力の向上に向けた取組を進める必要があります。

## トピックス1

若い感性で農村の魅力を発掘！

～ 棚田の魅力発信 from ふかの～



松阪市飯南町深野地区には、石積みが特徴の美しい棚田「深野だんだん田」があり、全国棚田百選にも選ばれています。当地域にはこの棚田のほか、かつて良質な和紙の産地であったことや伝統的な松阪牛の肥育地であったことなどから、歴史的な地域資源が豊富にあります。

地元の農家などが中心となり、これらの地域資源を生かした地域おこしの取組が始まっており、県もこの取組をサポートしています。

平成25年度には、これらの地域資源の魅力を発信するため、地元住民と三重大学を中心とした学生らの合作で、棚田散策マップが作成されました。

地元の人々だけでは当たり前すぎて見落としてしまう見どころも、若い感性でその魅力が表現され、楽しい絵地図に仕上がっています。今後、このマップを活用して、都市と農村の交流が進むよう、引き続き支援していきます。

## トピックス2

企業との協働による地域活性化をテーマに全国フォーラムを開催！



多様な主体による農村支援の仕組みづくりにつなげていくため、企業側にもメリットがあり、かつ農村側の課題解消にもつながるような新しい関係づくりを進めています。

企業訪問などにより取組の周知を図り、2地域において企業と農村が連携した活動が始まっています。さらなる取組の拡大に向けて、企業側、農村側双方の取組機運を醸成することが必要です。

取組機運の醸成に向け、「地域活性化センター」が毎年開催している全国フォーラムを誘致し、平成25年11月に津市内で、「企業との連携による地域活性化」をテーマとして「地域活性化フォーラム」を盛大に開催しました。企業側も含め全国から339名の参加があり、当フォーラムは、企業と農村が連携した活動への理解を醸成するとともに、多くの企業に県の取組への関心を持っていただくきっかけとなりました。

今後も情報発信を強化し、企業と農村が連携した取組の輪を広げていきます。

## 【基本事業Ⅲ-4】多面的機能の維持増進（主担当：農業基盤整備課）

### 基本事業の取組方向

地域住民をはじめさまざまな主体との連携による、水路や農道など生産資源の保全管理や生態系の保全、景観形成などの活動を促進することにより、農業及び農村の持つ多面的機能の十分な発揮と、農村における地域活動の活性化につなげます。また、中山間地域等の農地の耕作放棄を未然に防止し、適切な農業生産活動が持続的に行われるよう、生産条件に関する不利を補正するための支援を行います。

### 取組目標

農村の資源保全活動対象集落数

農業及び農村の持つ多面的機能の重要性を理解し、さまざまな主体が参画する地域の農地・農業用施設等の保全活動が展開される集落数（三重県調べ）

計画策定時 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)	基本計画の目標 (平成33年度)
424集落	500集落	600集落

### 取組目標に対する達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	460集落	500集落	500集落	500集落
実績値	502集落	510集落		
達成率	100%	100%		

### 25年度評価

農村における資源保全活動の取組拡大に向け、市町や関係団体と連携して、優良事例の紹介などにより普及・啓発に取り組んだ結果、取組集落数が510集落となり目標を達成しました。引き続き、取組を継続的に発展させるため、地域のコミュニティー活動としての定着を促進していく必要があります。

## 25年度の取組状況

### 1 農地・農業用施設の保全向上活動や景観の保全活動等への支援

農業の多面的機能の維持増進に向け、国の「農地・水保全管理支払交付金」を活用し、地域共同による農地・農業用施設の保全向上活動や、生態系、景観の保全、農村の文化の維持伝承活動等を支援しました。取組実績は510集落（対前年8集落増）、17,007ha（対前年318ha増）となりました。

活動組織間の情報交換や取組内容の質の向上に向けて、優良活動報告会や実践者向けの参加型研修会などを開催しました。

県民の皆さまに、農業及び農村が有する多面的機能の重要性をご理解いただくため、「農地・水・環境保全向上対策事業」の取組事例などを紹介する、「みえのふるさと交流フェア」を開催しました。（約572名参加）

平成26年度から開始される「日本型直接支払制度（多面的機能支払）」への円滑な移行に向け、国及び市町と連携し、説明会の開催等により活動組織への情報提供に努めました。

### 2 中山間地域等における農業生産条件の不利を補正するための支援

生産条件が不利な中山間地域等の農地の耕作放棄を未然に防止するため、国の「中山間地域等直接支払制度」を活用し、中山間地域等の傾斜農用地等において、5年以上耕作を続ける地域協定に参加した農業者に対し、交付金を交付しました。取組実績は230集落（対前年1集落増）、1,695ha（対前年28ha増）となりました。

### 3 農業及び農村における生態系や生物多様性の保全

地域環境に与える農業農村整備事業の影響を回避するため、事業を実施する10地区において、生態系の事前調査を行いました。また、事業が完了した3地区について、希少植物の保全効果を検証する事後調査を実施し、絶滅危惧種のホトケノジョウや準絶滅危惧種のメダカ、ナガオカモノアラガイ等の生息が確認されています。

### 4 さまざまな主体の参画による生態系保全や地域景観形成活動などの促進

水田や水路における生態系を保全するため、メダカなどの魚類が水路と水田を自由に行き来できる水田魚道を設置した1地区で、地域の子供を対象に魚道を遡上する魚類や水田に棲む生き物観察会を開催し、生態系保全に対する地域住民の意識向上に取り組みました。

農業用ため池などの農業用水利施設は、農業生産に資するだけでなく、自然環境保全や良好な景観の形成、保健休養など多面的機能を有していることから、これらの多面的機能の発揮に向け、遊歩道や親水公園などの水辺環境の整備を5地区で進めました。うち、2地区において事業が完了し、ため池の周辺に整備した遊歩道などの供用が開始されました。

## 今後の主な課題

農業の多面的機能の維持増進に向けた農地等の保全活動の拡大に向け、平成26年度から開始される「日本型直接支払制度（多面的機能支払）」の普及啓発に取り組むほか、取組が継続して発展していけるよう、地域の人材育成や持続的に活動を支える体制づくりにより、地域コミュニティ活動として定着させていく必要があります。

「中山間地域等直接支払制度」については、集落内の農業だけでは、耕作の継続が困難な集落を対象に、地域の実状にきめ細かく対応しつつ、広域的なサポート体制を構築する必要があります。

## トピックス1

### みえのふるさと交流フェアを開催しました！ ～ 農村の絆を深めるために～



平成25年12月、農業・農村が有する多面的機能への理解を醸成し、農村の絆を強くしていこうと、三重県総合文化センターにおいて、2回目となる「みえのふるさと交流フェア」を開催しました。

今年は、農地や農村の保全活動をパネル展示やビデオ放映により紹介したほか、子どもたちが制作した「田んぼの生きものキャラクター」の絵画を展示しました。キャラクターの絵画募集は、子どもたちに田んぼの水生昆虫に興味を持ってもらい、生態系保全の重要性を理解してもらうため、平成22年から実施しています。

当日は、自然豊かな農村で生産されたお米や野菜の配布も行い、農家だけでなく子どもや地域住民などたくさんの方々に参加いただきました。今後も、このような取組を通じ、農村の絆を深め、農業・農村の保全活動につなげていきます。

## トピックス2

### 農地・水・環境保全向上対策事業の取組事例 ～ 農村景観形成(田んぼアート)に取り組んでいます～



平成19年度から活動している「榊原みずすまし会」は、地域住民をはじめ、自治会連合会、老人会等各種団体の支援のもと協働力（地域の絆）の向上を図りつつ、農地、農業用施設の維持保全、地域環境の保全向上に取り組んでいます。

平成22年度からは、農村景観形成活動の一環として「田んぼアート」に取り組んでいます。

4回目を迎えた平成25年度の田植えには、市内外から総勢約350名の参加があり、田植えを通じ都市と農村の交流を深めることができました。また、この取組には、地元の老人会や高校生、小学校の児童が参画しており、地域一体となった取組が実現しています。

このような先進的な取組が県内各地で開催されるよう、事例報告会や研修会などにより、普及啓発に取り組んでいます。

## 基本施策Ⅳ 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

### めざす方向

農業の活性化と県民の皆さんの豊かな暮らしの実現に向けて、消費者の多様な期待への的確な対応と、満足感や環境・健康志向などを満たす新たな価値の積極的な提案を通じて、地域資源の特徴を生かした競争力ある農産物やそれらの加工品・サービスの充実を図るとともに、県内、大都市圏をはじめとする県外や海外などに効果的に提供していくための環境整備を進めます。

また、農業が県民の皆さんや消費者に支持されるよう、環境など社会の成熟化に伴うさまざまな期待への積極的な対応を図る生産活動等を促進します。

### 基本目標指標

県産品に対する消費者満足度

県産の農林水産物等に対して、満足していると回答した県内消費者の割合（三重県調べ）

### 目標の進捗状況

	23年度 計画策定時	24年度	25年度	26年度	27年度 行動計画の目標	33年度 基本計画の目標
目標値		28.0%	33.0%	36.5%	40%	60%
実績値	25%	29.5%	30.9%			

※実績値は評価年度の前年度の概算値

### 25年度評価

基本目標指標の県産品に対する消費者満足度については、県産品の品揃え不足や割高感に加え、米の産地偽装やメニューの不適切表示などの影響もあり、目標を達成することができませんでした。

基本事業については、企業との連携により農林水産資源を高付加価値化する取組や国内外における販路開拓に対する支援、6次産業化の促進、県内量販店における旬の県産農産物の特長やおいしさ等のPRに取り組み、すべての目標を達成しました。

県産品に対する消費者満足度の向上につなげるため、引き続き、農林水産資源を活用した新商品の開発や開発した商品の商品力強化、県産農産物の魅力のPR等に取り組む必要があります。

### <基本施策を構成する基本事業>

【基本事業1】新たなビジネス創出に向けた基盤づくり

【基本事業2】新たなマーケティング戦略の展開

【基本事業3】県民の皆さんと農業との支え合う関係づくり

## 【基本事業Ⅳ-1】新たなビジネス創出に向けた基盤づくり

(主担当：フードイノベーション課)

### 基本事業の取組方向

みえフードイノベーションの形成等を通じて、マーケットインの発想で農産物の高付加価値化やブランド化に挑戦する意欲的な農業者や食品産業事業者等を対象に、その取組に対する支援を行い、新しいビジネスモデルの創出を促進します。

### 取組目標

農林水産資源を高付加価値化するプロジェクトの創出数（累計）

企業等との連携により農林水産資源を高付加価値化するみえフードイノベーション・プロジェクト等の創出数（三重県調べ）

計画策定時 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)	基本計画の目標 (平成33年度)
—	25件	55件

### 取組目標に対する達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	10件	15件	20件	25件
実績値	29件	37件		
達成率	100%	100%		

### 25年度評価

「みえフードイノベーション・ネットワーク」の会員数が302会員となり、ネットワークが広がっているほか、会員相互の連携促進などにより、新たに8つのプロジェクトを創出し、8つの商品を開発しました。引き続き、販売力のある事業者や研究機関等とのさらなる連携のもと、商品力強化に取り組むとともに、企業と連携できる意欲ある生産者の育成に取り組む必要があります。

## 25年度の取組状況

### 1 みえフードイノベーション・ネットワークの形成

異業種や産学官の連携により、県内農林水産資源を活用した新商品開発を進める「みえフードイノベーション・ネットワーク」について、引き続き会員の募集を行いました。ネットワーク会員は302会員（対前年75会員増）となり、みえフードイノベーションの輪は広がっています。

ネットワーク会員相互の連携を誘発するため、シンポジウムや素材提案会などにより交流の機会を創出するとともに、ホームページ及びメールマガジンによる情報発信に取り組みました。ネットワーク会員相互の連携により、新たに8つのプロジェクトが創出され、みえのソフトクリーム、みえックスキャンディ、鹿肉の調理生肉、亀山ラーメン、みえの調味料など8つの商品が開発されました。

異業種や産学官の交流・研修の場として、平成25年7月と平成26年3月に「みえフードイノベーション・シンポジウム」を開催しました。シンポジウムでは、6次産業化や農産物流通等のトッランナーによる講演を行ったほか、県内の取組事例を水平展開するための活動報告会や交流会などを開催し、会員相互の連携強化を図りました。

### 2 大都市圏等への販路拡大をめざす生産者・事業者の育成

首都圏等への販路拡大をめざす生産者・食品関係事業者を育成するため、FCP（フード・コミュニケーション・プロジェクト）のツールを活用して、商品力の強化、事業活動の信頼性や営業力の向上を促す、「みえの食品 商品力・営業力アップセミナー」（42事業者が参加）と集中研修（12事業者が参加）を実施しました。

県産品の販路拡大に向け、優れた農林水産物や食品を選び、大都市圏等に発信する「みえセレクション制度」について公募を行い、平成25年8月及び平成26年3月に合計35品目を選定しました。

食品関係事業者の営業力・商品力を高めるため、実践研修の場として、全国規模の展示商談会「スーパーマーケット・トレードショー」へ出展する機会を創出しました。（16事業者が出展）

### 3 ブランド化に取り組もうとする生産者・事業者の発掘・育成

強い粘りと濃厚な味が特徴の「横輪芋」のブランド化に向け、大手流通企業との連携により、横輪芋の生産者組織の立ち上げ支援や生産技術の確立、大手量販店におけるテスト販売などに取り組みました。

みえフードイノベーション・プロジェクトとして、県内で被害が拡大するシカの利活用を進めるため、捕獲・解体から消費者等に届くまで、「みえジビエ品質・衛生管理マニュアル」に沿って適切に対応する施設（解体処理施設、加工品製造施設、飲食店、販売店）を登録する「みえジビエ」登録制度を開始しました。

### 4 ブランド化に取り組もうとする生産者・事業者の商品力向上を支援

平成25年7月及び平成26年3月に開催した「みえフードイノベーション・シンポジウム」において、商品のブラッシュアップや取引拡大の機会として、新姫、はたけしめじ等のプレゼンと試食提供を行い、参加者の意見を踏まえ、商品改良や取引拡大につなげました。

県産のこだわり食材の商品力を強化し、販路拡大につなげるため、「シカ肉」「伊勢まだい」などの県産食材をホテルのシェフ等に活用提案を行い、県産食材を使ったメニュー開発につなげました。

## 5 「もうかる農業」につながる新しい三重ブランドの創出

特に優れた県産品とその事業者を評価・認定する「三重ブランド」認定制度について、応募があった5件の中から、外部審査委員による審査を経て、2次審査に進む2件を選定しました。食味審査等を含めた厳正な審査を行うため、2次審査は平成26年夏期に行います。また、事業者のさらなる成長を促すため、1次審査を通過しなかった3件に対し、委員の評価をフィードバックしました。

新たな三重ブランド候補として、生産者の取組意欲の高い品目の中から、「新姫」と「はたけしめじ」を選定し、認定に向けた課題を洗い出すとともに、プランナーを派遣して、その解決のための対策を盛り込んだ3か年計画を策定しました。

### 今後の主な課題

県内農林水産資源を活用した新商品の開発を進めるため、販売力のある事業者や研究機関等と開発した商品の商品力強化や県内資源の活用検討などを通じて、産学官の連携をさらに促進する必要があります。

県産品の高付加価値化やブランド化を促進するため、事業者の商品力・営業力向上に向けた研修等を実施するとともに、専門家の派遣、評価のフィードバック、情報発信等により、事業者のブランディングを支援する必要があります。

## トピックス1

三重県初！ご当地ラーメンが誕生しました！

～ 三重県観光キャンペーンコラボ商品（亀山ラーメン）の取組～



閑宿をはじめ、名所旧跡や歴史的な街並みなどが多く残されている亀山市において、地域の食材を活用したご当地ラーメン・プロジェクトが平成25年7月にスタートし、みえフードイノベーションプロジェクトとして、三重県観光キャンペーンとのコラボレーションにより、その取組をサポートしました。

亀山ラーメンには、「牛骨味噌ラーメン」「県産小麦（ニシノカオリ）使用の麺」「具材に県産きのこ（はたけしめじ、はなびらたけ、ひらたけ）使用」という3つのコンセプトがあります。

この取組には、ラーメン提供事業者として10事業者11店舗が参画しているほか、公募サポーターに約260人が登録、三重県知事や亀山市長、三重県ゆかりの著名人が「特別サポーター」に就任するなど、幅広いネットワークで展開していることが特徴です。

サポーターの応援もあり、民間企業が主催した「ご当地ラーメングランプリ2013」において見事グランプリを獲得、亀山の新しい名物として定着しつつあります。



## トピックス2

“ 県イチ推し商品 ” みえセレクション制度



「みえセレクション制度」は、農林水産物、食品、酒類等について、特徴ある優れた産品を三重県が選定し、首都圏、大都市圏などに発信することで販路拡大につなげることを目的に平成24年度に創設しました。

独自性、信頼性を選定基準に、料理研究家や文筆家、バイヤー経験者など有識者による食味審査や意見交換を経て、平成24年度に22品、平成25年度に35品、計57の商品を選定しました。

選定された商品は、三重テラスをはじめ首都圏等の大都市圏で開催されるイベントや物産展、展示会等で“ 県イチ推し商品 ”としてPRしています。

引き続き優れた商品の選定を進め、販路拡大につなげていきます。

## 【基本事業Ⅳ-2】新たなマーケティング戦略の展開

(主担当：フードイノベーション課)

### 基本事業の取組方向

消費者ニーズや市場動向を把握・分析し、新たな需要の創造を促進することを通じて、農産物直売所等を核とした県産農産物の新たな域内流通の仕組みづくりを進めるとともに、大都市圏、海外へ向けた販路拡大や売上げの増加に取り組む事業者を支援し、経営の発展と地域の活性化につなげます。

### 取組目標

大都市圏等への販路拡大をめざす事業者の売上げ伸び率	県が実施する販路拡大事業等に参加した事業者の対象品目の売上額の平成23年度を基準(100)とする伸び率(三重県調べ)	
計画策定時 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)	基本計画の目標 (平成33年度)
100	110	120

### 取組目標に対する達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	101	105	108	110
実績値	104	106		
達成率	100%	100%		

### 25年度評価

食品産業事業者とのマッチング支援や大都市圏における商談機会の提供、輸出に向けた取組の促進などを行い、目標を達成することができました。

さらなる海外販路開拓に向け、物産展の開催にとどまらず、現地バイヤーとの商談会や意見交換の場作りを進めていく必要があります。

### 25年度の取組状況

#### 1 6次産業化及び食品産業事業者等とのマッチング支援

- ① 農林水産業者が自らの生産資源を用いて加工や販売に取り組む6次産業化を進めるため、「三重県6次産業化サポートセンター」を設置しました(平成25年度実施機関：三重県農林水産支援センター)。6次産業化認定事業者などに6次産業化プランナーなどの専門家を派遣(179回)し、商品開発・販路開拓等の諸課題についてアドバイスを行いました。

異業種との連携や6次産業化などにより、新たなビジネス展開を希望する農業者等を対象に、食品産業事業者の紹介や情報提供などにより、68件の食品産業事業者等とのマッチングを支援しました。

## 2 大都市圏等における商談機会の提供及び情報発信

大都市圏での県産農産物等の販路拡大を支援するため、首都圏の食品関連企業や飲食店等のバイヤー13社を県内に招へいし、県内19事業者との現地商談の機会を創出しました。

大都市圏での販路開拓を目指す事業者を対象にアドバイザーによる相談会を2回開催するとともに、相談会に参加した13事業者を対象に、首都圏営業拠点三重テラスにおいて相談会を2回開催しました。首都圏のバイヤー等33事業者の来場がありました。

平成26年2月に名古屋市内で展示商談会を開催し、中部圏の食品関連企業や飲食店等のバイヤー等との商談機会を創出し、県内45事業者のブース出展に対し、171社276名の来場がありました。また同時に開催された個別商談会では101社183件の商談が実施されました。

東京で開催された食のイベント及び名張市で開催された「圏際・食彩・文化祭～ご当地グルメでまちおこしin名張～」において、「三重ブランド」の魅力を発信しました。また、平成26年3月に、東京のレストランで県産品の魅力を発信するイベントを開催しました。

平成25年の神宮式年遷宮を生かした「平成おかげ参りプロジェクト」を観光・国際局と連携して実施し、全国の老舗百貨店15店において、県産品の販路拡大と三重県への観光誘客を図る観光物産展を開催しました。

## 3 意欲ある生産者・事業者による輸出に向けた取組の促進

県産品の輸出を促進するため、台湾の高級ショッピングモール及び高級スーパーマーケットにおいて、昨年度に続き、平成25年8月と平成26年3月に三重県物産展を開催しました。延べ19事業者、55商品の出品があり、日本酒など加工食品の追加注文がありました。

平成25年11月には、タイの高級スーパーマーケットで、三重県物産展を開催し、6事業者、19商品の出品がありました。柿といちごが高く評価されるとともに、加工食品の追加注文がありました。

県産農林水産物・食品の輸出に関する意向や課題等を把握するため、県内の農林水産業者、食品関連事業者等617件を対象にアンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。その調査では、輸出実績のある事業者は全体の約2割で、輸出先地域はアジアが最も多く、次いで米国、EU・ロシアの順でした。輸出を行ううえでの課題については「輸送・輸送コスト」が最も高く、次いで「原子力発電所事故の影響」「価格設定」「事務手続き」の順でした。

商社の販路開拓サポート事業を活用し、アセアン諸国のゲートウェイであるシンガポールにある日本商品のショールームにおいて、日本酒や茶など8事業者、30商品の展示、販売及び代理商談を行う取組を支援しました。このうち6事業者20商品は、平成25年10月に同国で開催された国際食品見本市「Oishii JAPAN 2013」へも出品され、アセアン諸国のバイヤーとの商談機会の創出につながりました。また、海外バイヤーの評価から、今後のアセアン諸国への輸出展開に向けた現地ニーズや課題を把握することができました。

関係者が一体となって県産農林水産物・食品の輸出拡大を推進するため、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会を平成26年3月20日に32会員（団体会員9、個人・法体会員23）で設立しました。

## 今後の主な課題

6次産業化ファンドなどと連携したサポート体制や経営アドバイスなどの取組により、企業と連携できる意欲ある生産者の6次産業化を支援する必要があります。

さらなる海外への販路開拓に向け、物産展の開催にとどまらず、海外バイヤーとの商談会や意見交換の場づくりを進めていくことが必要です。また、タイにおける青果物の販路拡大のためには、輸出向けの産地の生産体制の整備や輸送方法、販売時期の検討が必要です。

## トピックス1

農林水産業者の6次産業化を支援！

～「三重県6次産業化サポートセンター」を開設～



地元の食材を使った  
ジェラートショップがオープン

農林水産業者の6次産業化を支援するため、平成25年11月に、「三重県6次産業化サポートセンター」を開設しました。サポートセンターでは、6次産業化プランナーなどの専門家派遣により、事業計画の策定や六次産業化法に基づく総合化事業計画の認定申請、商品開発、販路開拓など、それぞれの課題に対応し、きめ細かく相談に応じています。そのほか、農林漁業者を対象に6次産業化に向けた普及啓発を行うため、研修会や2次・3次産業事業者との交流会開催などにも取り組

んでいます。

これらの支援を通じ、平成25年度に、10事業者が六次産業化法に基づく総合化事業計画の認定を受けたほか、地元食材使用のジェラートショップなどの加工直売施設や観光施設など、新しく7件の施設が整備され、6次産業化の取組が進みつつあります。

今後も、「もうかる農林水産業」の実現に向け、6次産業化の取組を進めていきます。

## トピックス2

タイで三重県初の物産展を開催！ ～県産の青果物が好評～



県産青果物の輸出については、平成22年度から三重南紀みかんをタイに輸出する取組が進められており、現在、試験輸出を経て本格輸出を目指す段階となっています。

他の青果物についても輸出機会を創出するため、先行する南紀みかんの取組と連動させ、バンコクで平成25年11月に開催された三重県の観光物産展において、柿といちごを試験販売しました。

観光パンフレットやグッズを配布するなど、観光PRを同時に行ったこともあり、会場は多くの来場者で賑わい、試食提供した柿といちごも、「甘くておいしい」と好評でした。

今後、柿といちごを「南紀みかん」に次ぐ輸出品目として育成していくため、生産者団体と連携して、輸出へ向けた生産基盤や輸送方法などの課題への対応を進めていきます。

## 【基本事業Ⅳ-3】 県民の皆さんと農業との支え合う関係づくり

(主担当：フードイノベーション課)

### 基本事業の取組方向

県内で生産される農産物の供給等を通じ、県民の皆さんの豊かな生活につながるよう、消費者の期待と信頼に応える生産・流通活動の促進を図るとともに、食品産業事業者や消費者団体等との連携による食育や地産地消の促進に取り組みます。また、環境貢献や障がい者の農業就労支援などの取組を通じて、農業に係る新たな価値の創出とその「見える化」を進めることにより、県民の皆さん等の県産品に対する満足度の向上を図ります。

### 取組目標

企業との連携による食育等のPR回数	企業との連携によるイベント等を通じて食育等のPRを行った回数（三重県調べ）
-------------------	---------------------------------------

計画策定時 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)	基本計画の目標 (平成33年度)
—	8回	8回

### 取組目標に対する達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	8回	8回	8回	8回
実績値	11回	11回		
達成率	100%	100%		

### 25年度評価

県内量販店等と連携した「みえ地物一番キャンペーン」等、旬の県産農産物の特長やおいしさ、機能性などをPRするイベントを開催し、目標を達成しました。県産農産物への県民の満足度を向上させるため、引き続き、生産物に関する情報発信や、学校給食への県産食材の導入促進に取り組む必要があります。

## 25年度の取組状況

### 1 食育や地産地消に関する情報を企業等と連携して積極的に発信

県内農産物の販売促進を図るため、県内量販店等において「みえ地物一番」キャンペーンなどのイベントを10回開催し、知事のトップセールスや新しい食べ方の提案、旬のおいしさ、機能性について情報発信しました。

### 2 学校給食における県内産農産物の使用促進

学校給食における県内産農産物の活用を促進するため、教育委員会や栄養教諭など需要側と、生産者や流通事業者など供給側の両者が参加する検討会を開催し、学校側のニーズの把握や、食材納入スケジュールの調整などを進めました。

学校側のニーズに基づき、学校給食用食材の試作品開発に取り組み、教諭や生徒の評価を経て、県産タケノコ（またはマコモ）やブナシメジを使った「炊き込みごはんの素」や骨まで食べられる「まいわしスチーム」などを商品化しました。これらの商品は、平成26年4月より三重県学校給食会を通じて151校へ導入されています。

### 3 農業が果たしている新たな価値を県民の皆さんに伝える環境づくり

食の安全性に対する消費者の関心が高まる中、環境に配慮した生産方法を用い栽培履歴を管理して生産されている「みえの安心食材」を広く県民に周知するため、プレゼントキャンペーンを実施するとともに、ホームページによる情報発信を行いました。

また、みえの安心食材登録者等に「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」の趣旨を徹底するため、県内5カ所で講習会を開催しました。「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」の設定品目は102品目、登録数は76品目、939件（対前年31件増）となりました。

環境に配慮した農業生産活動の見える化に向け、これまでに策定した「農業環境指標」の活用方法を検証するため、環境にやさしい農業に取り組む生産者団体と連携し、パッケージに「農業環境指標」を明示した米及びトマトのテスト販売を行いました。テスト販売の結果、環境に配慮した生産の取り組みは、消費者に好意的に受け入れられる傾向にあることが分かりました。

農業参入した福祉事業所が、主力商品として位置付け規模拡大を目指しているイチゴについて、販路開拓支援に取り組み、県内大手スーパーでの販売につながりました。

## 今後の主な課題

県産品に対する県民の満足度は十分でないことから、県産食材のPRや「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」の活用促進をはじめ、県産食材を使った加工食品の商品力を向上していく必要があります。

環境に配慮した農業生産活動に対する県民の理解を深めるとともに、商品購入につなげるために、環境貢献度を示す指標を用いた効果的な情報発信手法を検討する必要があります。

## トピックス1

### 企業等と連携した「みえ地物一番キャンペーン」 ～ 県内量販店で県産農産物をPR～

県産農産物の魅力を発信するため、県内量販店で「みえ地物一番キャンペーン」を開催しました。平成25年4月は1店舗で旬の「南紀みかん」を、平成25年7月には2店舗で「三重モロヘイヤ」、平成26年2月には1店舗で「結びの神」のPRを行いました。

このキャンペーンには知事等も出席し、農業研究所のデータをもとに旬の野菜が持つ機能性などについての説明を行いました。

また、旬の野菜を使ったモロヘイヤカレーなど、大手食品企業の商品とコラボし、「イクメン知事の3分間クッキング」と題して新しい食べ方の提案を行いました。

県民の皆さんに県産農産物の魅力を知っていただき、継続した購入につなげていくため、今後も県内量販店や食品企業等と連携し、県産農産物のPRに取り組んでいきます。



県内量販店で、知事のトップセールスにより三重モロヘイヤの機能性をPR

## トピックス2

### 子どもたちに三重の豊かな農産物を味わってもらうために ～ 新たな学校給食用食材の開発～



「炊き込みご飯の素」を使った味ごはん

県産農林水産物の学校給食での活用を促進するため、教育委員会や栄養教諭などの需要側と、生産者や流通事業者などの供給側の調整を図る検討会を開催し、学校側のニーズに基づく学校給食用食材の開発に取り組んでいます。

平成25年度には、サンプル提供によるレシピの検討や教諭や生徒による試作品の評価に取り組み、県産農林水産物を活用した加工食品4品目（「炊き込みご飯の素」「まいわしスチーム」「ごまさばスチーム」「かます

スチーム」）を商品化しました。

県産農林水産物の学校給食での活用を促進するため、今後も学校側のニーズの高い給食用食材の開発に取り組めます。

**三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画  
平成 25 年度 実施状況報告**

2014 年（平成 26 年）10 月  
三重県

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
T E L 059-224-2016（農林水産部農業戦略課）  
F A X 059-224-2558